

## 令和5年第1回若狭町議会定例会会議録（第2号）

令和5年3月6日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

### 1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 欠員（1名）

### 4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 松宮登志次 書記 河原典史

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	総合政策課長	竹内正
観光商工課長	泉原功	税務住民課長	中西みや子
環境安全課長	岸本晃浩	福祉課長	佐野明子
子育て支援課長	旭明男	健康医療課長	山口勉
建設課長	中村辰也	上下水道課長	飛永浩志
産業振興課長	中村和幸	パレオ文化課長	山本裕之
歴史文化課長	木下忠幸	教育委員会事務局長	宮田雅秋

### 6. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第 4号 令和4年度若狭町一般会計補正予算（第9号）

日程第 4 議案第 5号 令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 5 議案第 6 号 令和 4 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議案第 7 号 令和 4 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 8 号 令和 4 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 9 号 令和 4 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）

(午前 9時38分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、9番、島津秀樹君、10番、辻岡正和君を指名します。

～日程第2 一般質問～

○議長（今井富雄君）

日程第2、一般質問を行います。

一般質問は6名の皆様から通告がありました。

簡潔な質問、答弁をお願いします。

一般質問の順序は、2番、川島富士夫君、9番、島津秀樹君、4番、倉谷 明君、3番、西村 毅君、5番、増井文雄君、13番、北原武道君の順に質問を許可します。

2番、川島富士夫君。

川島富士夫君の質問時間は、10時40分までとします。

○2番（川島富士夫君）

皆様、おはようございます。

公明党の川島です。通告書に従い、大項目で3点、質問をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルスワクチンについて、2点目に、子育て支援について、3点目に、LGBTなど性的少数者についてでございます。

理事者の皆様におかれましては、誠意ある、また分かりやすい御答弁をよろしく願いをいたします。

大項目の1点目、新型コロナウイルスワクチンについてお伺いをします。

中国の武漢市で最初に新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてからおよそ3年半が経過し、ここへ来てようやく感染症が少しずつ収まってきているように思います。

国のほうでは、ゴールデンウィーク明けの5月8日から、感染症分類で、現在、第2

類の新型コロナウイルス感染症を第5類に引き下げ、季節性インフルエンザ感染症と同等の扱いにする方針を示しております。国内では、感染症分類を下げることにいろいろと賛否両論があるものの、新型コロナウイルス感染症の大きな脅威は越えたとしていません。

本町でもこれまで医療従事者の皆様をはじめ健康医療課の職員さん等、多くの関係者の方々に御尽力をいただきました。誠に御苦労さまでした。またありがとうございました。

そこで、質問なのですが、このコロナ禍における本町のここまでの取組を総括してどのように感じておられるのか、お伺いをします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員からの御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者数が全国的に減少しており、福井県内においても減少傾向にあります。

当町における新型コロナウイルス感染症の動向につきましては、令和2年2月から、国や県の指針に従い、感染状況に応じて、これまでに新型コロナウイルス感染症対策会議を延べ38回実施いたしました。

その中で、県下の情報の共有やイベント、行事の感染対策を協議し、住民の皆様には行政チャンネル等を通じて情報発信をしてまいりました。

また、感染拡大時には、保健所の支援として、健康医療課の保健師が嶺南2か所の健康福祉センターに出向き、健康観察等の業務をサポートしてまいりました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和3年2月から接種対策室を立ち上げ、医療機関との調整、接種方法、コールセンターの運営、ワクチン管理などを行ってまいりました。

特に接種の方法につきましては、若狭町方式とも言える、あらかじめ個々の日時を設定した集団接種を三方、上中の両地域で行い、医療機関の個別接種と並行して実施してまいりました。

集団接種の実施に当たっては、健診等で培ったノウハウを活かし、対象者の皆様の接種役を行っていただく部分を簡略化し、接種機会を等しく設けるように工夫することにより、1回目から4回目の接種は約90%の接種率となっており、県内一の接種率を維持してまいりました。

また、2月27日現在、オミクロン株対応ワクチン接種率につきましては66%で、県平均の49.6%を大きく上回っており、こちらにつきましても県下自治体の最上位でございます。

今日まで、医療関係の皆様をはじめ町民の皆様や町職員の皆様、携わっていただいている全ての皆様にお礼を申し上げるとともに、今後も引き続き御協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、3月13日からは、マスクの着用につきましては個人の判断が基本となります。5月8日からは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることとなっております。

当町といたしましても、引き続き完全な収束が図られるまでは感染対策と情報提供に万全を期してまいりますので、国や県の動向も注視しながら、町民の皆様方に引き続き御協力、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。本町がコロナ禍に実施した集団接種の方法は非常によかったと思います。他の市町に比べ混乱もなく、毎回、高い接種率を維持し続けられました。改めて関係者の皆様に敬意を表させていただきます。

次の質問です。

国は、2023年度も引き続き新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用を当面、公費負担とし、必要な方に接種を行うとしています。今後は、国や県からの指針もあろうかと思いますが、今後の本町の取組についてのお考えと、併せて国の公費補助が打ち切られた後はどうするおつもりなのか。例えば、現在、本町では65歳以上の方のインフルエンザワクチン接種に係る費用の一部を公費助成しています。それと同じようにするお考えがあるのか、お伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答え申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、予防接種法に基づいて実施することとなります。

国では、現在、今後の接種回数や方法等について議論されております。当町といたし

ましては、引き続き国や県の動向を見守っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。お聞きしたかった御答弁はいただけませんでしたでしたが、高齢者にかかる負担軽減のためにも公費助成を御検討いただけることに期待をします。

また、2023年度も新型コロナウイルスワクチン接種が無料で受けられるとなれば、多くの町民の方が接種を希望されると思います。今後も健康医療課の皆様及び医療従事者等関係者の皆様のチームワークで無事故、模範の運営をよろしく願いいたします。

では、次に、大項目の2点目「子育て支援について」質問をします。

岸田首相は、今国会の施政方針の演説で「経済社会の『持続性と包括性』を考えるうえで最重要政策と位置づけているのが子ども・子育て政策だとし、『子どもファースト』の経済社会を作り上げ、出生率を反転させなければならない」と述べています。これは演説からの抜粋です。そして、この4月から国に子ども家庭庁が設置されます。いよいよ子ども真ん中社会に向け、様々な政策が整うものと私は期待をしています。それに先駆けて妊娠から出産までの経済的支援が始まっています。また、それに加えて0歳から2歳までの伴走型相談支援も始まります。本町においても早くから0歳から18歳まで切れ目のない支援を実施していると、以前お聞きしましたが、これまでの支援状況とその反響などをお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、次に、川島議員の子育て支援に関します御質問についてお答えを申し上げます。

全国的に少子化の進展や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などから、子育てに対する不安や負担感が増えており、子育て世代への切れ目のない支援が重要となっております。

そうした中、若狭町では、18歳までの切れ目のない支援ということで、今年度から子ども医療費助成制度の対象者を従来の15歳までから18歳までに拡大をさせていただいております。

また、新たに子育て支援課を設置し、その課内に若狭町の考え方に基づく子育て世代

包括支援センターを組織させていただいております。

この子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたる検診や相談を行う母子保健業務と、児童虐待やひきこもりなど気がかりな子育て家庭への支援などを行う、子ども家庭総合支援拠点としての福祉的な業務を一体的に扱う機関として位置づけております。

そして、保健師並びに社会福祉士の専門職員をセンターに配置するとともに、健康医療課の保健師、福祉課や教育委員会などの関係職員とも十分に連携を取りながら、子どもの発達段階や家庭の状況などに応じた切れ目ない支援を途切れることなく行う体制を整え、子育て支援に取り組んでおります。

今後も常に子どもの最善の利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現のため、子育て支援に関わる関係機関がしっかりとチームを組むオール若狭町の体制で、子育て世代に寄り添いながら、切れ目のない子育て支援に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、具体的な支援の状況につきましては、この後、子育て支援課長から答弁をさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、切れ目ない子育て支援の状況について説明させていただきます。

まず、妊娠期から出産後の節目ごとに育児教室や乳幼児健診などを手厚く実施し、子どもの成長や発達、母子の心身の健康を見守っています。

若狭町における出産後の家庭訪問や乳幼児健診の受診率は100%となっており、また、育児教室にも多くの方に参加いただいているなど、取りこぼしのない対応をさせていただいております。

さらに、庁舎内では、保健師や福祉の担当者が定期的に母子ミーティングを実施するなど、一人一人丁寧に関わっております。

また、未就園児の親子がいつでも気軽に訪れ、育児の相談もできる場として、リブラ若狭、パレア若狭、梅の里保育園の3か所に子育て支援センターを設置しております。

支援センターでは、定期的に交流イベントや育児に関する教室を開催し、大変好評をいただいております。

今後は、今までの取組に加え、男性の育児参加をより進めていくため、パパ対象の教室も開催してまいります。

また、今年1月からは、子育て分野におけるDXの一環として子育て支援アプリ「にじいろ若狭っ子」を導入し、子育ての情報をタイミングよく提供しております。このアプリの登録者は、開始から2か月で100名を超え、利用者の方からは便利との声もいただいております。今後、登録者数をさらに増やし、有効に活用していきたいと考えております。

次に、就学前の児童の育ちや家庭での子育てを支援する場として保育所がございます。若狭町の各保育所では、就学前の子どもの育ちを保障する場として、豊かな自然の中、伸び伸びと感受性豊かな子どもを育む保育を実践するとともに保護者の皆様からの様々な相談にも対応しております。

特に就学前には、小学校へうまくつないでいくため、小学校と保育所との連携にも力を入れております。

さらに、若狭町では、福井県独自の「保育カウンセラー配置事業」を活用し、心理師や言語聴覚士などによる、気がかりな子どもに対する保育への専門的助言、相談支援なども行っております。

そして、乳幼児期から保育所、小学校、中学校とライフステージが移行しても、成育状況や支援情報を円滑に引き継ぐために、個の特性やこれまでの対応などを記した継続支援ファイルを活用し、途切れない支援体制を構築しております。

その後、小学校から中学校へとライフステージが教育の分野へ移り、各学校では様々な場面で生徒や保護者の皆様に対してきめ細やかな対応をしております。

そして、気がかりな家庭につきましては、要保護児童対策地域協議会の関係者によるケース会議を適宜開催するなど、個々のケースごとに関係機関で支える体制をつくっております。

また、若狭町では、県内でも独自の取組であります子ども・若者支援協議会を以前より組織化し、関係機関の連携強化に努めております。

そして、子どもや若者の居場所となる子ども若者サポートセンターを民間委託で実施し、行政では手が届きにくい子どもや若者へのきめ細やかな対応にも力を入れているところです。

以上のように、若狭町内には、子どもを取り巻く様々な関係機関が存在しており、今後もこれらの機関が連携しながら、切れ目ない子育て支援に取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。誠に丁寧な御答弁をいただきました。本町では既に相談体制はしっかり整い、親御さんからも好評を得ている。また、子どもだけでなく若者に対してもサポート体制が整っているとのことでした。大変、安心をしました。これからもサポートをよろしく願いいたします。

次の質問です。

厚労省より昨年の出生数が発表されました。7年連続で過去最少を記録更新中、そして、ついに昨年は80万人を下回りました。予想より10年早く訪れた80万人割れだそうです。政府は、ここにきて異次元の少子化対策を打ち出しております。岸田首相が言う出生率の反転には届かないまでも、本町独自の出生率向上を目指す施策も必要ではないかと考えますが、御意見をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、お答えを申し上げます。

国では、子育て支援を国の最重要政策と位置づけ、低下が続く出生率の反転を目指し、従来とは次元の異なる少子化対策を実現すると表明しております。そして、その基本方針を今後、提示するとのことでございます。

若狭町といたしましては、まず、今年1月から妊娠時及び出産時にそれぞれ5万円、合わせて10万円を支援する出産・子育て応援ギフト事業を国の方針決定後、速やかに実施しております。今後さらに提示されます国の基本方針を見定めながら、町の子育て支援の取組にしっかりと結びつけていきたいと考えております。

さて、議員御質問の出生率を向上させることにつきましては、結婚を応援するという切り口と子育てを支援するという切り口の2つがあると考えております。若狭町でもこれらの切り口での支援施策を進めてきているところでございます。

まず、結婚を応援することにつきましては、町では、これまで婚活イベントの開催や開催団体への補助などを行い、出会いの機会の創出に取り組んだり、ふるさとウエディングやブライダルショーを開催し、結婚に対しての憧れやすばらしさを感じてもらう取組を進めてまいりました。

この3月4日にも、全日本ブライダル協会福井県支部が企画されました、ふるさとウエディングのミニスターを務めさせていただき、町内の1組のカップルの結婚式に立ち合わせていただいております。

また、昨年には、桂由美先生のブライダル衣装の展示をメインとする総合施設「ブライダルランドワカサ」がオープンし、さらに、恋人の聖地でもありますレインボーラインがリニューアルされるなど、新たな動きが出てきております。

そして、令和5年度からの新しい取組として、結婚新生活支援事業の創設を予定しております。

この事業は、結婚に伴う新生活のスタートを経済面で支援することを目的としており、結婚される御夫婦が共に39歳以下の場合は40万円、また、御夫婦ともに29歳以下の場合は70万円を支援するものとなっております。そして、この支援額の中には、町独自として10万円を加算させていただいております。

今後もこれらの取組をうまく生かしながら、結婚に対する機運が少しでも高まるよう支援をしてまいりたいと考えております。

次に、子育てを支援する施策でございますが、これにつきましては、子どもを持ちたいと考える人たちが安心して子育てできる環境をどう整えていくかが重要と考えます。

若狭町では、先ほどお答えいたしましたとおり、従来から行ってきた子育てに対する相談支援などのきめ細やかさは町の独自性であり、自慢できるところだと思っております。

また、児童手当や町独自で18歳まで拡充している医療費の助成、さらには第3子の保育料などの無償化など様々な経済的な支援もございます。

若狭町といたしましては、これらの町の取組をうまくアピールし、子どもを持ちたいと思われている方々に子育てに対する安心感を与えていくとともに、従来からある町の子育て支援策についてもさらに磨きをかけていきたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。結婚・出産をリスクと感じて避けている少子化世代の若者に、ただいま御答弁をいただいた、本町が掲げる施策が功を奏することに期待します。公明党も子育て応援トータルプランを掲げ、国に対し政策に反映するよう強く要望をしているところであります。一日も早く本町の追い風となるような政策が出てくることに期待します。

次の質問です。

妊娠から出産、0歳から2歳までの伴走型相談支援を行う本町の拠点はどこになるの

でしょうか、また、その体制についてはどのようになるのでしょうか、御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、御質問にお答えいたします。

出産から2歳までの伴走型相談支援につきましては、上中庁舎内の子育て支援課内にあります子育て世代包括支援センターを相談支援拠点として、健康医療課の保健師とチームを組んで実施してまいります。

さらに、サテライトとして、リブラ若狭やパレア若狭内の子育て支援センターでも相談を随時受ける体制を整えております。

また、この伴走型相談支援につきましては、子育ての節目ごとの面談や健診、教室などを町から積極的に働きかける支援、いわゆるプッシュ型で行い、子育てに関する悩みを一人で抱え込まないように確実につながる体制を取らせていただきたいと思いますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。上中庁舎内の子育て包括支援センターを拠点とし、リブラ若狭やパレア若狭にも相談窓口を設けていただいていることをお聞きいたし、安心しました。これからも悩みをお持ちの方に寄り添う御支援をよろしくお願いいたします。

この大項目の最後の質問です。

民間の団体や個人の方が子どもカフェや子ども食堂など子育て支援のサポートとなるような活動を行おうとした場合、補助金その他で支援していただける制度があるのでしょうか。あれば、その制度の概要及び申請方法など御説明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

旭子育て支援課長。

○子育て支援課長（旭 明男君）

それでは、お答えします。

議員御質問の民間団体や個人が子どもカフェや子ども食堂を運営することにつきましては、県の社会福祉協議会の共同募金事業や全国食料支援活動協力金など、民間の支援

団体が用意している様々な助成金が活用できる場合がございます。これらの助成に関する相談や申請につきましては、直接、助成金の実施団体にしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、若狭町では、子ども食堂などへの取組も、直接的な助成ではございませんが、地域のボランティアで子どもや子育て世代が気軽に集える場を定期的に提供するという活動に対し、「地域の子育て広場 ミニすくすく活動」として委託する事業を用意しております。

具体的には、地域で開催する子どもや子育て世代の交流活動1回当たり1,000円で委託させていただいており、令和4年度は、町内の4つの団体が月1回程度、それぞれの地域で活動を展開されております。

今後、新たな活動を始めたいという場合は、子育て支援課へ御相談させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。まずは子育て支援課に相談していただくことが近道のように思います。少子高齢化社会になるというのは、何十年も前から分かっていたことです。これまで国が本腰を上げていなかったように思います。少子化を止めると言っても今さらという気もしますし、また一朝一夕にできるものでもありませんが、岸田首相が少子化対策の強化に本気で取り組むのであれば、次第に出生率が上がり、少子化の速度を鈍化させることはできると私は信じています。

岸田首相の本気度は、子育て中の親などから直接会って声を聞く「政策対話」にもあらわれています。

その第一弾として石川県・福井県を訪れ、特に「ふく育県」を掲げる本県の支援など福井の子育て環境の良さを評価し、目指すべき一つのモデルケースであると感じたと述べております。本町の子育て支援にとっても追い風になっていると感じます。本町が福井県のモデルケースとなるよう子育て支援課の取組に大きな期待をして、次の質問に移ります。

大項目3点目、LGBTなど性的少数者について質問します。

LGBTについては、LGBTQ、LGBTQ+などと表現する場合もあるようです。今、LGBTなど性的少数者を巡る議論が活発化しております。元首相秘書官のLGBTや同性婚を巡る差別発言があったことも記憶に新しいところです。その発言に対して、

当事者の方々から、「あまりに酷だ、今まで当事者の思いが理解されず、差別され、苦しい時を過ごしたことを全然分かっていない」など切実な思いが寄せられています。渡辺町長は、LGBTなど性的少数者や性的少数者のカップルを認めるパートナーシップ制度をどのようにお思いでしょうか、率直な御見解を伺います。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、川島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、パートナーシップ制度につきましては、県内でも令和4年10月から越前市がパートナーシップ宣誓制度を導入され、ほかにも制度導入を進めておられる市町があることは承知をしておりますが、若狭町長としてパートナーシップ制度を導入することを現時点では考えておりません。

現在、国会では、LGBTに関する理解増進法案について議論が進められているところであり、今後の国や県内の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。LGBTなど性的少数者については理解を示される一方、パートナーシップ制度の導入については、まだ時期尚早である、そういうお考えでしょうか。

御答弁にあったLGBT理解増進法ですが、今、公明党は、多様性を認め合い理解し合う社会に向け、国会でLGBT理解増進法の早期成立に全力を挙げています。年内には成立すると思われま。

それでは、次の質問です。

本町におけるLGBTなど性的少数者に対する取組について、何かあるのでしょうか。あれば御説明を、なければお考えをお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

松宮教育長。

○教育長（松宮 毅君）

それでは、御質問にお答えします。

私としましても、LGBTを理由とした差別や人権侵害は許されないものであると考えております。

人権啓発活動の一環として、若狭町人権教育推進協議会と教育委員会の共催で若狭町人権意識高揚大会を毎年、開催しております。人権メッセージの募集であるとか、人権啓発の映画の上映などを通して人権啓発に努めているほか、公民館等社会教育施設で福井県が作成しましたLGBTに関するチラシ等の配布も行っております。以上です。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。LGBTへの人権侵害は許されるべきではないとお考えの下、啓発活動に取り組んでいただいているとのこと、正直に申し上げて、本町のLGBTに対する認知度、理解度は決して高くはないと思いますので、今後も引き続き啓発活動に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に、LGBT、ジェンダー平等への取組の一つとして、本町にある公共施設の男性トイレにサンタリーボックスを設置されてはいかがでしょうか。移住・定住を促進する本町に多種多様な人々が安心して来られるように準備しておくことも必要ではないでしょうか、御見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

宮田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（宮田雅秋君）

それでは、御質問にお答えします。

現在、テクノパークの男子トイレにサンタリーボックスを設置しております。利用者の中におむつや尿漏れパッドを使用されている方がおられたため、医療支援の観点から男子トイレに設置いたしました。そのほかの社会体育施設や公民館などには設置しておりませんので、今後は、災害対策時や医療支援の観点からも男子トイレにサンタリーボックスの設置を考えていかなければなりません。

しかし、サンタリーボックスは、トイレ用のゴミ箱であるため、どうしても不衛生になりがちであり、利用者がただのゴミ箱と捉え、一般のゴミも一緒に破棄されてしまうと、すぐに一杯になり、さらに不衛生な状況になる可能性があるため、設置する場所も利用状況によって考えていかなければなりません。

サンタリーボックスを設置する場所等については、各公共施設の利用状況を考慮し、必要と認められる施設から設置していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

川島富士夫君。

○2番（川島富士夫君）

ありがとうございます。男性トイレにサンタリーボックスが必要なのは、ただ性に対する多様性を認め合うということだけでなく、日本でも食文化が欧米化してきたことが原因で、高齢の男性を中心に膀胱炎や膀胱がん、また前立腺肥大や前立腺がんになる方が増えてきています。当事者の方は日常的に尿漏れパッドやオムツを使用されていますが、使用後の処理に困る場合が多いそうです。普通のごみ箱に廃棄すれば衛生上よろしくありません。御答弁の中にありました「利用客が一般のごみ箱と間違えるおそれもある」と危惧しておられましたが、既に実施している市町では、そういうことのないように、男性トイレの入口などにサンタリーボックス設置の標示を工夫して注意喚気を行っております。本町にある全ての男性トイレに設置していただきたいのですが、手始めに町の公共施設への設置を強く要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時21分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

9番、島津秀樹君。

島津秀樹君の質問時間は、11時22分までとします。

○9番（島津秀樹君）

おはようございます。新型コロナウイルスも完全収束には至りませんが、5月には第5類となる予定で、インフルエンザと同じ位置づけとなるようですし、また今月13日からはマスクの着用も個人の判断に委ねられるということになります。

自分の身は自分で守る、そしてまた、他人には迷惑をかけないようにするという基本的なことをやっていただきたいと思います。

ただ、しかしながら、ロシアによるウクライナの侵攻から1年がたちましたけれども、いまだに収束する気配もありません。これを契機とした物価の高騰で日常の暮らしは非常に厳しいものとなっております。町財政においても、厳しい中ではありますが、少しでも住民の生活を支援するための施策をお願いしたいものであります。

さて、今回は、若狭町内の町道路線の維持管理について、一農業従事者としての目線

から質問をさせていただきたいと思います。

若狭町内には、ハス川土地改良区をはじめ5つの土地改良区がございます。各土地改良区では、揚水機場をはじめパイプライン、用排水路、農道、仕切弁、水管橋といった土地改良施設の維持管理に日々努力をされておられます。また、土地改良事業においては、国、県、そしてまた、若狭町においても多大な御支援や御指導をいただいているところであります。

以前より、土地改良区内の農道整備において、農道の舗装をしてほしいとの集落や農業従事者からの要望が出ておりますけれども、町の予算にも限度がありますし、また地元負担もあることから、なかなか進まない状況であります。

そこで、まず初めに、若狭町内の道路には、国道をはじめ県道、町道、農道、林道などがありますけれども、町が管理している町道の件数と総距離数はどれぐらいあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、島津議員の御質問についてお答えします。

令和4年4月1日現在におきまして、町道として完了している路線数は1, 241路線でございます。また、その実延長は約483キロメートルでございます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

それでは、基幹となる町道をはじめ、町道にはどのような種類があって、またどのような基準で分類をされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えをします。

町道は、一般的な国道や県道とともに幹線道路網を形成しており、日常生活におきまして幹線的な役割を果たしております。その重要度、交通量、交通の特性から、幹線町道とその他町道に分類され、幹線町道は1級と2級がございます。

若狭町におきましては、幹線1級町道が52路線、実延長約48キロメートル、幹線2級町道が47路線、実延長約35キロメートル、その他町道が1, 142路線、実延

長約400キロメートルとなっております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今のお答えに関しまして、ちょっと関連でお伺いをいたします。

若狭町内で土地改良法の第2条に基づく農業用道路、俗に言う農道ですね、農道台帳に記載されているものはどれぐらいありますか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えをします。

令和4年4月1日現在における農道台帳に記載のある管理路線数は186路線でございます。また、その実延長は約67キロメートルです。そのうち、幅員が4メートル以上の一定要件農道が69路線あり、その実延長は約35キロメートルでございます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

農道のほとんどは、一般の公共事業あるいはその県営圃場整備事業や団体営整備事業によって、買収や、圃場整備事業の場合は共同減歩によって整備された道路でありまして、こうした道路は町道認定をされておりまして、そのほとんどの道路がその他町道であり、農道がそれほどあるとはちょっと思いませんでした。

認定された町道で1級町道や2級町道はもちろんとして、その他町道でも地域住民が生活道路として利用している道路はほとんど舗装がされております。合併前から補助制度事業により地元負担を求めながら整備されてきたものと思っております。しかし、現在も舗装のされていない町道や農道は、普段、地域住民の方が生活道路としてあまり使用していない道路です。主に農作業などを行う道路として利用をされているものであると考えられます。

今、町道や農道の維持管理や舗装をしてもらう場合には、どのような事業メニューがあるのでしょうか。また、種類によって違うと思いますが、負担率はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えをいたします。

町道の事業メニューといたしましては、社会資本整備総合交付金事業や道路メンテナンス事業、緊急自然災害防止対策債の事業を活用し、道路の修繕または長寿命化対策に関する事業に取り組んでおります。

また、各集落から御要望をいただいております道路に関する維持修繕につきましては、町の道路維持修繕事業の予算の範囲内で順次、対応をいただいております。

次に、農道の維持管理や舗装事業等の実施につきましては、受益者負担が原則であり、軽微な補修等につきましては、地元の御協力を得ながら実施をいただいております。

これらに対応する事業としましては、多面的機能支払交付金事業がございます。

さらに、舗装事業につきましては、農道整備事業をはじめ、中山間地域総合整備事業や農道保全対策事業及び県単小規模土地改良事業において取り組むことができます。

地元負担率につきましては、道路・水路等の整備に係る地元負担率一覧表を作成し、毎年、区長会の場において配付をさせていただいております。

主要町道の新設、改良拡幅や町道の維持修繕に関しましては、地元負担はありませんが、主要町道以外の町道におきましては、道路の幅員により、工事費に要する費用につきまして、地元から御負担をいただきます割合を2割から3割、用地費及び補償費は全額と定めさせていただいております。

また、農道におきましては、国庫事業、県単事業ともに工事費用の3割と定め、用地費及び補償費は国県事業とも全額とさせていただいております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

ちょっと目線を変えて質問をさせていただきます。

国の普通交付税の算定の中に、町道の単価に総延長を掛けて基準財政需要額を算定しますよね。農道は基準財政需要額の算定には関係しないのでしょうか。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えいたします。

交付税算入につきましては、町道は、道路橋りょう費としまして、道路の面積、道路の延長により算定をされております。

また、農道につきましては、全幅員4メートル以上の一定要件の農道につきまして、農業行政費として、農道延長に応じて普通交付税の投資的経費の補正措置が講じられているところであります。

一般的に農道は交付税単価が安くなっているのが現状でございます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

町道に認定された道路は、普通交付税の算定には有利となって、また、災害が発生した場合には、災害復旧の補助対象となるメリットはありますけれども、生活用道路ではなく主に農作業用として利用されている町道に認定されているその他の町道というのは、その維持管理は主に集落や地係農業従事者等によって草刈り作業や道路維持修繕作業が行われているのが現状であると思います。それに対して町としてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えをいたします。

まず、災害復旧事業につきましては、町道は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、事業の対象となります。

また、農道につきましても農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、農業用施設災害復旧事業の対象となります。

また、町道の維持管理や作業につきましては、町において、業者委託や直営施工及び業者請負で対応しておりますが、約483キロメートルの町道路線全てにおいて草刈りや維持作業が実施できないのが現状です。

地元住民の皆様方や農地の耕作者の方々に奉仕作業、地域活動等で御対応をいただくなど地域の方々の御協力をいただきながら町道の管理をしております。

引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

昔から、集落の総出や農家組合等の作業、そして、地係の方で草刈り等の維持管理に

努めてまいりました。担い手農家への集約化が進んできて、また高齢化が進んできたことから、農地の維持管理作業にも出てきていただける件数や人数も減少していく中で、集落内での作業にも影響が出てきているというのも現実であります。

そのような中で、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策推進事業によって、集落内の道路・用排水路などの施設では、地域住民によって草刈り作業や泥上げ作業、そしてまた、景観作物の植栽作業などの事業が始まりまして、非農家を含めた参加によって、随分と環境保全が推進されてきたところでございます。現在においても、多面的機能支払交付金事業という事業名で48団体60集落が取り組んでおられます。

これに加えて、平成26年度からは施設の長寿命化というものが加わって、土地改良施設の修繕あるいは更新、道路舗装などができる制度となりました。

各土地改良区では、給水栓の更新をはじめ、水管橋・仕切弁・用排水路の更新・農道舗装工事などが計画的に行われているというところでございます。

この制度を利用することによって、予算には限度がありますけれども、地元からの要望によって、地元負担がなしで道路舗装に対応できるというふうに思っておりますが、できます、この制度とその対応について町の見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えいたします。

多面的機能支払交付金の資源向上活動（長寿命化）でございますが、その解説におきまして、老朽化等により路面の凹凸、わだち、ひび割れ等が見られた場合、その一部及び全体を取り壊すなどしてから新しい舗装に打ち換えるなどの対策を行うことで、農道を利用する地域住民の安全性や快適性の確保を図ることができるとなっております。

また、未舗装農道においては、路面のくぼみやぬかるみ等により、通行や維持管理に支障がある場合、路面を舗装することによって、農道を利用する地域住民の安全性や快適性の確保とともに、農道の維持管理に係る負担の軽減を図ることができるとなっております。

この制度は、担い手に集中する水路や農道等の管理を地域で支えることによって農地集積を後押しすることが目的であり、町といたしましても、この制度を必要に応じて最大限活用し、農地・農業用水等の資源の保全管理を地域ぐるみで行い、農業生産活動の向上を図ってまいりたいと考えておりますが、長寿命化工事においては、事業予算の確保が厳しいことや、市町村が所有または土地改良区（または水利組合）が管理する農

道・水路を全く別の団体である活動組織が実施することから、一定の手続が必要となります。

さらに、さきの御質問でもお答えしましたように、これまで地元からの要望における事業実施に当たりましては、受益者負担を原則として取り組んできたこともございますので、この事業を実施する場合の取扱いについて、他事業で取り組む場合との整合性を図る必要があると考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

今、ほかの事業との整合性ということで、この制度では、地元負担なしということを言われているのだと思いますけれども、果たして、生活道路でない町道整備に地元が3割の負担をしてまでの理解がなかなか得られるでしょうか。

先ほども申し上げましたけれども、長寿命化の予算も決して多くはありません。各土地改良区でもどの道路を優先して実施していくかなど、決してすぐに施工できるものではありません。何とかこの制度を利用して農業の環境改善に取り組んでいくことが大事だと思っております。

ただ、多面的機能支払交付金事業においては、町道認定されている道路は、この事業では舗装できないとお聞きをしています。集落や地係、農業者等により草刈り作業などの維持管理が行われているその他町道については、集落の要望によって一部を廃止するなどの対策を行っていただいて、この制度を利用して地元負担を軽減することが地域振興、そしてまた農業者支援となるかと思っておりますけれども、町の考え方を伺います。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えをいたします。

多面的機能支払交付金の資源向上活動（長寿命化）の事業でございますが、その解説によりましては、原則として道路法上の道路は対象外となっておりますが、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、軽易な維持活動は可能な場合があり、町道管理者と協議の上、調整できたものについて、活動の対象とすることができるとなっております。

なお、町道の廃止につきましては、町道を廃止し農道に認定した場合でも、管理上は

町となり変わりがございませぬが、町道と農道では所管が変わり、維持管理体制や予算管理、地元負担等が課題となっております。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

本来、農道の機能として利用されているが、町が管理する際に、その農道としては管理することが困難であるために町道に所管替えをしているということだと思いますけれども、単に舗装するために町道の廃止をするということが適当でない場合、例えば、町と集落や活動組織で協議をして、これからの舗装した後の維持管理等の協定書等を締結することで、この制度を利用していくことができないのか、そのところを関係機関に確認をしていただけないか、見解をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

中村建設課長。

○建設課長（中村辰也君）

それでは、御質問についてお答えをいたします。

本件に関しまして、福井県のほうに問い合わせましたところ、今のところ、他の市町においても前例がないという回答がございました。

若狭町におきましても、受益者負担の公平性、舗装道路の維持管理に関する財政負担等を念頭に置き、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同生活によって支えられている農地維持・農業生産活動や集落環境の維持について検討すべき課題であるというふうに認識をしております。

今後、必要に応じて関係機関と協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君。

○9番（島津秀樹君）

この制度を利用しての道路の舗装に関しましては、各土地改良区では、ほかに施設の整備とかもたくさんあって、こればかりに予算を投じるわけにはいかないもので、そうかといって、農業用として利用の多い町道については、この多面的機能支払交付金事業の長寿命化の制度で舗装工事が行えるように、県及び国に対して要望していただけるように強く要望をさせていただきたいと思っております。

昨年からの電気料金の高騰によって、地権者様からの部課金が全て電気代に消えてい

るというような土地改良区もあります。長寿命化の予算を増額していただきたいという希望もありますけれども、今後とも土地改良事業へのさらなる支援と農業者の育成、環境整備や集落道のさらなる整備をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

再開は、11時からとします。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時57分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

4番、倉谷 明君。

倉谷 明君の質問時間は、11時57分までとします。

○4番（倉谷 明君）

それでは、私からの質問をさせていただきます。

第3次観光ビジョンの取組の現状について質問します。

平成21年から若狭町観光振興ビジョンを策定し、観光振興に取り組んできていますが、その成果に磨きをかけるべく、令和3年4月から進められています第3次若狭町観光ビジョンは令和2年に作成されたと思います。恐らくその時点では、新型コロナの猛威がこれほどまで世界経済、社会活動に打撃を与えるとは誰も想像だにできなかったことでしょう。

それに追い打ちをかける、昨年2月からのロシアのウクライナ侵攻で社会の在り方を変え、経済構造を変化させ、観光客の意識も変えてしまったことでしょう。

観光事業を取り巻く環境そのものが大きく変わってしまいました。

しかし、国内旅行も遠出は厳しいという困難な中でも、様々な新戦略を打ち出し、新たな旅のトレンドも次々に生まれています。

レインボーライン山頂公園のリニューアル、熊川エリアでの空き家の活用は、地域の伝統産業、文化資源を生かし、町の観光事業の好循環を生んでいると思います。これは、これまでの官民協働の取組の成果が現れてきたのだと思います。

また、政府は、第101回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、そこで新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることなどを決定しました。

医療提供体制、医療費などの公費負担については、3月中にも具体的な方針を提示、

岸田首相は、「ウィズコロナの取組をさらに進め、家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう着実に歩みを進める」との考えを示し、関係閣僚に所管するコロナ対策について、具体的な検討・調整を加速するように指示しました。

福井県も来春の北陸新幹線敦賀開業を、まさに国内外との交流を推し進める100年に一度のチャンスと、この機を観光誘客や市場開拓・販路拡大、都市人材の誘致など地域・産業の活性化に最大限に生かしていく必要があるとしています。

3月11日に開通します常神トンネルについて、杉本知事は、常神半島先端部には青の洞窟や日本最北限のソテツ、神子の山桜など観光スポットが多くあり、「風光明媚な三方五湖と常神半島の親和性は高く発信力も強まる。北陸新幹線開業に向けた大きな弾みになる」と期待されています。

そこで、1点目の質問です。

第1次若狭町観光振興ビジョンからこれまでの取組で、近隣市町との差別化により大きく成果を上げ、さらに力を入れ、環境整備すべき点を具体的に挙げるとすれば、どれになるでしょうか。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、倉谷議員の御質問にお答えする前に、議長のお許しをいただきまして、先ほど川島議員の一般質問の際に、私の答弁内容について訂正とおわびをさせていただきたいと思います。

川島議員の子育て支援に関する御質問の中で、私が第3子の保険料などの無償化と発言をいたしました。正しくは、第3子の保育料などの無償化でございますので、ここに訂正をして、おわびを申し上げます。

それでは、倉谷議員の観光振興ビジョンにつきまして御質問にお答え申し上げます。

若狭町では、平成21年度に指針となる第1次の観光振興ビジョンを策定以来、約5年ごとに内容等を改定し、令和2年度で第3次のビジョンを策定し、現在に至っております。

第3次若狭町観光振興ビジョンでは、「都（みやこ）びとより愛されし食と雅遊（がゆう）の国（まち）若狭町」を基本理念に置き、三方五湖、若狭湾エリアと熊川エリアを核とする2つのゾーンと位置づけ、令和7年に年間観光客入込数を240万人とする目標を設定いたしました。

ところが、令和2年春頃からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、インバ

ウンドを含め国内の観光業は大きな影響を受けることとなりました。若狭町においても入込客数がピーク時より約30万人減少するなど、策定したビジョンの基本施策の一つ、誘客のプロモーション活動が制限されることとなり、ビジョンの推進においても大きな影響が出ました。

しかしながら、令和4年秋からは、国による全国旅行支援事業が開始され、町内での宿泊割引やクーポンの使用により、宿泊客数や売上げ等においても前年を大きく上回り、最終的な年間の入込客数は、前年に比べ約13%増加し、184万人となったところでございます。

なお、これまでの観光振興ビジョン取組状況や内容等につきましては、観光商工課長より答弁をさせます。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、これまでの観光振興ビジョンの取組の中で、成果を上げたものと、さらに環境整備すべきものについての御質問にお答えをいたします。

平成21年度に策定された第1次観光振興ビジョン及び平成28年度策定の第2次観光振興ビジョンでは、「住んで良し、訪れて良し、食べて良し、ほんものの魅力 若狭町」を基本理念に、町が持つ食の魅力や自然、文化を生した周遊滞在の推進、おもてなしの心の醸成や的確な情報発信方法を基本施策に掲げ、ビジョンの推進を図ってきたところです。

当初策定から約15年が経過し、観光を取り巻く環境も大きく変化してきており、ウイズコロナやワーケーションの取組など、策定時にはなかった取組なども新たに必要となってきました。

若狭町の観光の核となる2つの地域、三方五湖、若狭湾と熊川地区は他の市町の模範となるべく大きな変化を遂げております。

中心となるレインボーラインや熊川宿は、自然を生かしたテラスの設置や古民家を宿泊施設として改修するなど策定時に比べ約20%から30%、観光客が増えており、ビジョンに掲げる快適な滞在環境の整備が図られたものと考えております。

また、基本施策の一つ、観光まちづくりにおいて、民間事業者との協働が他の地域より成果を上げていると認識しており、桂由美先生のブライダルランドや河内川ダム周辺でのアドベンチャー事業を手がけるクマツグなど、専門的なノウハウを生かし、地域との事業の連携による活性化が進んでおります。

若狭町では、観光振興を進める上で、外からの目を生かした大学生との交流が盛んに行われており、以前では民宿の活性化策を模索する若女将インターンシップや、みさき漁村体験施設を拠点とする福井工業大学との連携など、ビジョンの推進に大きく寄与しております。しかしながら、民宿を中心とする町内の宿泊施設の減少は、観光による経済効果を高める上で大きなマイナス要因となっております。

北陸新幹線敦賀開業を間近に控え、目的地として当地を選択する上で宿泊施設の充実は大変な要素の一つと考えられることから、補助事業を活用した民宿等のリニューアルによる事業の継続とともに、新たなホテル等の誘致を模索し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。スローフード、スローライフなどに関心が寄せられ、ほかでは味わえない体験を求められているように思います。それに応えることができたのが熊川宿の株式会社デキタの古民家改修の宿泊施設ではないかと思えます。

コロナ禍でも在宅勤務やテレワークの言葉が聞かれましたが、日常を取り戻しつつある中、都市部への回帰が始まっているようです。しかし、グリーンツーリズムへの関心はますます深まっています。リモートワーク、サテライトオフィスは必ずしも出社勤務が必要でないIT産業でのニーズはこれからもあると思えます。

2点目です。若狭町のファンを増やし、交流人口の拡大から町の活性化、移住促進、さらには利用者からの発信で誘客につながればと期待していますワーケーションの受入れを官民協働で進めていますが、こちらの補助金制度の活用状況はいかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

次のワーケーションについての御質問にお答えいたします。

ワーケーションにつきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、新しい働き方として提案され、旅行先や帰省地など職場や自宅とは違う環境で働きながら休暇を取得するもので、令和2年より国が提唱し普及が始まったものです。

若狭町でも心癒やされる自然景観と都市部では味わえない豊富な食材をPRし、令和3年度より国の補助事業を活用しながらワーケーション滞在地として誘客を進めてきたところです。

補助事業の活用状況ですが、令和3年度では1事業者から申請があり、利用者への宿泊費助成として、85名分、50万8,400円が支出されています。

また、令和4年度では、2つの事業者から申請があり、2月末現在で189名の利用実績となっております。

これら受入れをする宿泊施設は、ワーケーションの独自プランを設定することにより連泊をされる方が増えたこと、またプランの中でひとり旅での利用も増えたことから、平日の稼働率が前年度より約20%増加したなど、今までにはない効果が得られることとなっております。

また、令和4年度から受入れを始めた宿泊施設は、施設の改修に合わせ、独自の宿泊プランをつくり、ワーケーションにて利用される旅行者向けに部屋を改装するとともに、ワーキングスペースを設置することにより、新たな宿泊客の獲得と稼働率アップにつながったとお聞きをしております。

このことから、ワーケーションにつきましては、今後の誘客の手段の一つとして、町の魅力を最大限にPRし、国や県との連携を強化しながら、引き続き推進してまいりたいと考えておりますので、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。今年度は令和3年度より利用実績が増えているとのこと、連泊される方が増えていることも事業者さんの工夫や努力があつてのことだと思えます。ありがたいことです。宿泊客の意見・要望等も行政でも把握し、今後のPR活動に活かしていただきたいです。

3点目です。若狭町の魅力、強みを活かすのは当然のことですが、弱みをどう克服するかが重要だと思います。そこで、私が見たり、聞いたり、感じたりしています弱点について、何点かその改善策をお聞かせください。

まず、情報発信が不十分だと感じます。ネットで福井県内の観光スポットや食事処を検索しましても、若狭町はあまり上位にヒットしません。また、サイト内の更新もされておらず、魅力発信どころか悪いイメージを与えてしまいます。

近年、グーグルマップ、じゃらん、楽天トラベルなどのネット検索で観光地や宿泊先を調べて行動する人が大半だと思います。その中で、ネット検索にヒットしない、あつても情報が古いなど人材不足でホームページなどの更新にも手が回らない状況だと思います。観光協会もこの点をサポートしていただいておりますが、全てに支援が行き届いて

いる状況ではないと思います。また、同業者サイト内での連携、webリンクなどもなく、残念です。町内、若狭エリア内の同業者は敵ではなく観光客誘致のパートナーだと思います。この点、いかがお考えでしょうか。

また、観光に携わる人材不足を耳にします。民宿業と兼業した漁業が中心の地域産業が、人口減少や少子高齢化が進む中、民宿業の魅力性の変化などにより産業を担う後継者が少なくなっています。

コロナ禍で観光客も減り、施設の補修の修繕費も捻出できない、維持管理もままならず廃業を検討するしかない。要因はコロナだけではないと思います。交通の便もよくなり、宿泊を伴わない旅行先になっているのかもしれませんが。負のスパイラルに陥っています。ここ数年で宿泊業などの廃業が1割強になるそうです。この点、いかがお考えでしょうか。

さらに、もう1点、交通手段の整備が不十分だと考えます。団塊の世代と呼ばれる方が来年には皆さん75歳以上になります。まだまだ皆さんお元気で観光に行かれる方が多いと思います。近年では、団体旅行ではなく、特にコロナ禍で密を避け、少人数でのお出かけが主流となっています。近場なら車で行こうとなります。新幹線敦賀開業となると、関東、東北からの観光客をターゲットに呼び込もうともしています。そうになると、難点は、若狭エリアの周遊は車がメインになることです。さすがにお元気でも、慣れない土地の観光を車ではと二の足を踏まれるのではないかと想像します。

では、周遊の手段をどうするか、何を頼るかです。若狭地域への旅行を諦めるか、いや行き先を変更するか、そうなのはもったいないです。二次交通手段を充実させる必要がありますが、この点はいかがでしょう。

以上、3点について、現時点での取組やお考えをお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、次に、観光地としての弱みの改善策についての御質問にお答えいたします。

1つ目の情報発信についてですが、観光地に目的を持って訪れていただく方法として、ホームページやSNS、メディアを活用したタイムリーな情報発信は、大変重要な手段として認識をしているところです。しかしながら、行政や関係機関も含め、ホームページの開設状況や更新内容についても事業者ごとに差があることも把握しております。

近年では、情報発信の強力なツールとして、費用のかからないインスタグラムやツイッター等のSNSが大きな役割を占めていることから、観光協会や商工会が主体となり、

事業者向けに活用のための研修や講習会を実施し、活用を促進しております。

また、テレビやラジオ、雑誌などメディアを利用した情報発信につきましては、速攻的な効果が見込めることから、行政が中心となり情報番組等へ積極的に働きかけ、旬の食材や話題を提供し、特に認知度の低い関東方面への住民に情報が届くようメディア各社にアプローチしてまいります。今後とも観光協会や商工会とも連携を密にし、当地への来訪を検討する観光客に対し、迅速かつ的確な情報が得られるよう発信の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、観光に携わる人材不足の件ですが、人口減少に伴う生産年齢人口の減少は、観光業にとっても例外ではなく、特に宿泊業における後継者の問題は顕著になってきております。

町内宿泊施設の中心となる民宿ですが、平成の初めには140軒を超えていたものが現在では63軒と半減しております。これは、団体旅行も含め旅行者ニーズの多様化による民宿への宿泊客の減少が大きな要因となっており、次の代への継承に対する不安が休業や廃業へ拍車をかけているものと考えております。

議員御指摘の人材不足等で支障となると考えられる受入れ体制やホームページ更新等の件につきましては、商工会や観光協会にスキルを持った職員も在籍することから、気軽に相談できる体制づくりを構築し、事業が継続できるよう周知を徹底してまいります。

町内での宿泊、飲食施設の減少は、観光収入においても大きな影響を与えると考えられることから、新たな宿泊施設の誘致や既存施設への改修に対する補助事業の周知、商工会が中心となった事業承継への相談会を開催するなどして、観光業に携わる人口を一人でも増やすよう努力してまいります。

3つ目の交通手段の整備ですが、1年後の北陸新幹線敦賀開業を迎えるに当たり、観光地への二次交通の確保は大きな課題となっております。

令和3年度からは、県、美浜町、若狭町等で組織する三方五湖エリア全体協議会が主体となり、三方五湖周辺の観光施設を周遊するゴコイチバスを小浜線のダイヤに合わせ試験運行しております。

また、熊川地区とレインボーラインをつなぐ周遊バスもゴコイチバスの運行に合わせ、クマゴコバスとして町が事業主体となり実施しております。

それぞれ北陸新幹線敦賀開業を見据えた実証実験の位置づけで実施しており、利用者へのアンケートでは、約68%が満足、やや満足と回答しており、また、約半数がフリーパス券での乗車となっております。

今後は、アンケートの結果を踏まえ、敦賀開業時には営業運行として継続するとともに

に、期間も年間を通じ運行できるよう、県、美浜町とも協議を進めてまいりたいと考えております。

これらの便利な二次交通としての周遊バスの運行は、当地へ訪れる予定の観光客に対し、あらかじめ周知をして初めて効果を発揮するものと考えておりますので、各方面からの協力を得ながら周知活動に力を入れてまいりたいと考えております。

それぞれの観光地としての弱みは、若狭町だけのものではなく、嶺南地域全体が抱える共通した問題であることから、嶺南地域公共交通活性化協議会を組織する県と各市町、交通事業者が協力をしながら弱みを強みに変えていくよう協議してまいりますので、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。観光協会、商工会などとの連絡や連携をこれまで以上に密にさせていただくのはもちろんのことですが、コロナ禍で縮小や中止せざるを得なかった町のイベントを民間の力を借り、充実させて復活させるのも重要かと思えます。

次、4点目の質問です。地域観光への民間事業者誘致、支援への取組はありますでしょうか。移動手段だけのことだけではありません。いろんな規制緩和で海外からの観光客も増えると思います。有名な観光地は宿泊代も暴騰し予約が取れない。では、地方の質の良いところを目指して当地を訪れる外国人も増える可能性が大きいと考えます。そうなったときの対応ができるかです。観光案内ができる外国語が堪能な人材も必要となります。その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

次の地域観光への民間事業者誘致、支援についてお答えをいたします。

本町では、新しい産業の創出や民間事業者のさらなる活性化など、町の魅力や住民の暮らしの質を高める取組を展開するため、若狭町とわかさ東商工会、若狭三方五湖観光協会、金融機関らで構成する北陸新幹線敦賀開業に向けた地域経済活性化協議会を昨年7月に設立させていただきました。この協議会を主体に、これまでの企業誘致に加え、若者や女性の定住意識が高まるような時代ニーズに応じた魅力ある民間事業者の誘致について活動を展開しているところです。

このことから、協議会では、観光産業にかかる民間事業者の誘致について調査研究を

進めており、昨年12月には、地方においてリゾート開発を手がけ、成功を収められている株式会社アクアイグニス の立花哲也社長をお招きし、観光事業者など約60人が先進事例を学んだところです。

また、令和5年度の新規事業といたしまして、県と共に多様な宿泊施設整備支援事業を創設させていただく予定をしております。これは、民宿や旅館、ホテルにおいて、サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿など、魅力的な宿泊施設の整備にかかる経費を補助するもので、本事業を基に既存の事業者のさらなる磨き上げを支援してまいりたいと考えております。

議員御指摘のインバウンドでございますが、政府は2030年に6,000万人という目標を継続して掲げていくことを明言しており、本町におきましても若狭三方五湖観光協会及び旅行会社と緊密に連携を取って、台湾や東アジアをターゲットとした旅行者の誘客を促進してまいります。

具体的には、教育旅行団体を送客する海外の旅行業者に対して補助を行い、外国人の教育旅行を促進し、訪れた学生が将来も本町にも来訪していただく好循環を生み出していきたいと考えております。

外国語が堪能な人材など観光に係る人材についても不足状況でございます。町では、令和3年度より日本航空株式会社より社員の派遣を受けており、今後は民間人材やDX（デジタルトランスフォーメーション）の力も借りながら、さらなる誘客促進と環境整備に努めてまいりたいと考えております。

コロナ禍からの回復状況により、国内やインバウンド観光は大きなターニングポイントを迎えていると認識しており、今後は、民間事業者の誘致や既存事業者のブラッシュアップ、おもてなし力の向上など量から質を高める観光地づくりを進め、旅行消費の拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。入国規制緩和から約5か月、3月1日、政府は中国からの規制も緩和しました。また、円安も140円前後の水準で推移するのではないかと予想する専門家もいます。そうするとインバウンドも本格的な回復に向かい、当地にも外国人観光客も増えるでしょう。訪日客に対応する人材も不足すれば、人手の確保もさらに困難になります。観光客の受入れが困難になることは時間がかかるかもしれませんが、避けなければなりません。万全の対策を講じてください。

5点目の質問です。これまでの質問に関連しますが、令和6年春、北陸新幹線敦賀開業に向けての町独自の取組はありますでしょうか。数より質の観光へのシフトです。インバウンドの回復で有名な観光地には外国人が多過ぎて行きたくないという人たちが旅行を諦めてしまうことがあるようです。そうなれば、今がビッグチャンスです。人材不足で多くの宿泊客の受入れが難しいなら、数での勝負ではなく、質の向上でおもてなしをして、国内客、地元客を大切に呼び込むことにシフトするのはいかがでしょうか。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

次の北陸新幹線敦賀開業に向けての町独自の取組についての御質問にお答えをいたします。

いよいよ1年後の春には、待ちに待った北陸新幹線が敦賀までやってきます。若狭町では、令和元年度より誘客のための基盤づくりとして、レインボーラインのリニューアル、熊川周辺でのアドベンチャーツーリズムを中心にハード事業を進めてきたところです。令和4年度では、それぞれのハード事業が一段落することから、次年度につきましては、観光協会と連携した誘客のためのプロモーション等のソフト事業を中心に実施したいと考えております。

町独自の主な取組予定ですが、観光マーケティングの重要ツールであるSNSを中心とした情報発信を強化させるため、「住みます芸人」による町内の観光スポットの紹介や知名度のある芸人をイベントに招き、旬の話題を発信することで知名度アップを図ります。

また、令和6年秋には、JRが中心となった北陸デスティネーションキャンペーンが開催され、令和5年10月にキャンペーンに向けた全国宣伝販売促進会議が福井県で実施されることから、令和4年度で整備した観光素材を活用した観光パンフレットの刷新をインバウンド対応の多言語化も含め行う予定です。

観光協会と連携した事業といたしまして、町内の個性的な民宿等のリピート客を増やし、消費拡大を図る目的として、次に訪れたときに使用できるクーポンを発行する「お宿スタンプラリーキャンペーン」を実施します。

また、コロナ禍により見合わせが続いていた誘客のための出向宣伝も新たに実施したいと考えており、同時に当地への着地型ツアーの造成や誘致も観光業資格のメリットを生かし、積極的にエージェント等へセールスをかけていきたいと考えております。

インバウンドにつきましては、国において、来訪者への規制が緩和されたことから、

全国的にも増加が顕著になってきております。

このことから、新たな取組として、若狭町へ目的地として来町し、宿泊をされる外国からの観光客に対し、通信環境を確保するためのモバイルルーターの無料貸出しを空港にて行い、誘客を促進いたします。

昨年、第30回の記念大会を実施した「若狭三方五湖ツーデーマーチ」につきましては、次回開催に向け、大会イメージを刷新し、若年層の参加を促進するためのステージイベントの開催と経済効果を高めるためのマルシェの充実を図ります。

新幹線の開業効果を最大限に生かすためには、関東圏やインバウンドからの誘客のみならず、県内や隣接する地域からの来訪、マイクロツーリズムも大切であり、質の高いおもてなしでリピーターを増やす必要があると考えておりますので、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。新幹線開業旋風の観光客増が一過性にならないよう、一度訪れた人をおもてなしをしてつなぎ止め、リピーターになってもらうことが人的交流も増え、町の活性化にもつながると思います。

最後の質問です。新幹線開業後、大阪万博などを見据えた官民協働の取組について伺います。

新幹線敦賀開業直後は観光客増の期待はできますでしょうが、それを継続させるには、若狭地域内での連携はもちろんのこと、観光分野だけではなく地域経済活性化推進もいろんなビジネスの発展が人の流れをつくり出すはずで、民間主導を期待しますが、それには町からの積極的な働きかけが肝要と考えます。まずは当地へ足を運んでもらう、そして、魅力を感じてもらうことで次につながると思います。官民協働のプログラムをお聞かせください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、私から、新幹線開業後の大阪万博などを見据えた官民協働の取組につきましてお答えを申し上げます。

新幹線敦賀開業の効果は、観光のみならず、ビジネスや地域産業全体にも大きな効果が期待でき、日本政策投資銀行が2019年に発表したレポートによりますと、福井県

内への経済波及効果は約309億円と推計されております。

また、2025年に開催されます大阪・関西万博は、国内外から約2,800万人の方々が訪れ、約2兆円の経済波及効果が期待されているとも言われており、大阪から2時間半圏内に位置する本町においては、このチャンスを逸することなく、各種施策を展開してまいりたいと考えております。

現在、整備中の若狭アドベンチャーツーリズム拠点施設や熊川宿をフィールドに、観光と健康づくりを結びつけたウェルネスツーリズムのプログラムづくりが進んでおります。これは、企業の福利厚生や健康志向が高い観光客をターゲットに、訪れた観光客が自然や文化を楽しむ中で健康数値の改善を図るなど心身の健康づくりを行うもので、現在、運営を行う民間事業者と医療研究機関や健康関係の事業者との研究が進められております。

また、令和5年度に観光協会と宿泊事業者が連携した誘客促進事業「お宿スタンプラリーキャンペーン」の実施も予定しております。これは、町内に御宿泊いただいた方にスタンプを交付し、取得したスタンプに応じて宿泊代金を割り引かせていただき、新たな観光誘客に加え、リピーターを確保することが期待できるとともに、リピーター確保に向けて宿泊事業者がサービスの磨き上げを図っていただけるものと考えております。

今後は、北陸新幹線沿線や国際的な観光施策を展開している先進自治体からもしっかりと学び、観光協会や民間事業者とのタッグを組んで、新たな観光コンテンツの造成や磨き上げにより旅行商品化を進め、さらなる誘客、滞在時間の延長、旅行消費額の拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

倉谷 明君。

○4番（倉谷 明君）

ありがとうございます。ウェルネスツーリズム、耳慣れない言葉ですが、旅行先で心と体の健康の大切さに気づいてもらう機会をつくることですね。健康寿命を延ばしたいと望む人が増える中、アフターコロナ時代に最適な旅行の形になるかもしれません。また、旅で自然や人との交流でライフスタイルの見直しが図れるきっかけとなったと喜ばれ、若狭町を愛してくれる人たちが増えることに大きな期待をします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午前11時39分 休憩）

(午前11時41分 再開)

○議長（今井富雄君）

再開します。

3番、西村 毅君。

西村 毅君の質問時間は、12時41分までとします。

○3番（西村 毅君）

昼前ですが、しばらくの時間、質問させていただきます。

私からは、住民の声に関しての質問をさせていただきます。

ここで言う住民の声には、質問や意見、要望など住民から挙げられるものの全てを含めているということで御理解をいただきたいと思います。

まず最初に、トップダウンとボトムアップという言葉があります。トップダウンとは、日本語でいえば、「上意下達」という意味で、例えば会社の上層部、つまり経営陣が意思決定を行い、それに基づいて下部組織、つまり会社全体が動くという、どちらかと言えば、昔ながらの日本の意思決定のスタイルになります。これは上層部が決定したことがそのまま組織に伝えられるので、意思決定から行動までのスピードが早いという特徴が挙げられます。ただし、行き過ぎると独断専行、もっと進むと独裁とつながるのかなというふうに思います。

対して、ボトムアップとは、日本語でいえば「下意上達」という意味で捉えられています。会社の下層、つまり一般社員のメンバーの提案を上層部、経営陣が吸い上げることで意思決定をするスタイルと理解されています。

現場で実際に動くメンバーの現状や意見を反映できるので、現場に寄り添った意思決定ができるという特徴が挙げられます。ただし、それも行き過ぎると意思決定までに時間かかる、もっと進むと大衆迎合に流れるということにつながります。

少し前置きが長くなりましたが、この切り口で町の行政に当てはめてみますと、ボトムアップで住民の意見を集める、そして、その中から取り組む項目を町長が町として選択する、そして、トップダウンで実行するというのが一般的にはベターな方法と言えると思います。

それでは、これを町の状況に当てはめてみるとどうでしょうか。

町では、毎年、区や地区からの意見要望を集めるために、集落ヒアリングや地区要望の機会を持ち、きめ細かく地域住民の声を吸い上げる努力を行っています。そして、その意見を行政執行に反映させ、翌年には前年のフォローを行いながら、また新たな要望を受け付けていく、こういったやり方をされておりまして、このやり方は非常にいいや

り方だなというふうに思います。内容的にも充実しており高く評価をしています。そして、このことこそボトムアップと言えらると思います。

そこで、この地区や集落の要望に入りきらない声はどうでしょうか。

例えば今年、集落ヒアリングに当たって意見要望をまとめる際に声を集めたとします。ここで、例えば30件集まったとします。その中で、集落としては優先順位をつけて、例えばこの中から5件を町に上げようと決めたとします。そうすると、当然ですが、6件目以降は上がりません。それは、ある人、例えばAさんが本当に困っている内容でも表に出てこないということになります。こういった少数意見、少数住民の声は町には上がらないということになります。

ここで、Aさんは本当に困っているような場合には、町に別の方法で意見を伝える、何らかの形で町に困っていることを伝えるわけですね。町では、Aさん1人の声だし、それよりも集落からのたくさんの方からの声についての処理をどうしても優先してしまう、また、第三者から見ると、あまり重要とは思えない場合は優先順位を下げってしまう、こういった事例はありませんでしょうか。

組織立てて上がる集落要望のような声は当然、重視されますが、組織から漏れる小さいケースだと軽視されてしまう。こういったたくさんの小さな声の中にも本当に大切なピカッと光るものが時には紛れていないでしょうか。それを見だし、しっかりと処理することができるかどうかが行政の信頼向上につながると思います。

若狭町としての顧客は当然、若狭町民です。その場所に住んでいるからこそ気がつくこともたくさんあります。そういったことも含めて、住民からの声の中にある小さい声にも耳を傾けていただきたいと思います。

町長の施政方針の中に、住民の声を聞くという内容の表現はなかったように思います。行政を進める中で当然のことであり、改めてその表現を入れなかっただけだということであってほしいと思いますが、改めて住民の声についてどのように考えておられるのか、お伺いをします。

併せて、今までに町に届いた住民の声についてはどれぐらいありましたでしょうか。本年度、町に届いた住民の声として把握しておられる件数とその内容についてお尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、西村議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘の住民の皆様の声を聞くことについてですが、私のスローガンでもあります町民と協働を推進していくうえで必要不可欠なものであると認識をしており、あらゆる場面や様々な手法により、住民の皆様の御意見を頂きながら事業の展開等を検討し、実行しております。

議員より御質問をいただきました集落ヒアリングや地区要望につきましては、各集落の区長様をはじめとする区役員の方々や地域づくり協議会の会長様や部会長、委員の方々や町職員らが、対面方式により、集落の課題や地区の課題、また安全対策の要望等をお聞かせいただいております。

集落の方々と町職員が直接対話する中で、お互いの信頼関係を築き、情報を交換することによって、実情や課題を共有し、地域資源の有効活用を図りながら、課題解決に向けて、地域と一丸となって取り組んでおります。

なお、集落ヒアリングなどでは、449件の御要望があり、ハード整備におきましては、緊急度・優先順位などにより順次、対応をさせていただいております。

次に、近年、コロナ禍により自粛傾向でありました町長と語る会につきましても地域づくり協議会や女性の会、老人クラブや集落サロンなどといった9団体と実施する中で、御意見、御要望などをお聞かせいただいております。

この3月4日にも、三宅区老人会寿会の総会に赴き、語る会を開かせていただき、老人クラブの活動や医療、子育てに関する御意見を頂いております。

そのほか、第2次若狭町総合計画（中期基本計画）の策定に際し、住民の意識調査を実施するとともに、各世代・各分野から構成された住民の方々との意見交換を重ねることで、理想の若狭町を目指した計画に住民の声を反映できたのではないかと考えております。

また、子育て世代の皆様からの御意見を取り入れるために、パレア若狭とリブラ若狭の子育て支援センターに意見箱を設けさせていただいており、令和3年12月に設置後、これまで71件の御意見を頂いております。

今後は、令和7年度から始まる第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子育て世代などへのニーズ調査も行う予定となっており、計画にも反映していきたいと考えております。

さらには、第9期若狭町高齢者福祉計画・介護保険事業計画、第3次障害者基本計画等を策定中でありますので、その中でもニーズ調査やパブリックコメント等を実施し、高齢者や障害者を取り巻く課題などをお聞かせいただきながら、計画に反映していきたいと考えております。

なお、日常生活においても、独り暮らし世帯や高齢者夫婦世帯、障害のある方などを見守っていただいている民生委員・児童委員（56名）の方々には、行政とのパイプ役を担っていただいております、日頃から相談や支援活動に御協力をいただいております。

参考までに、民生委員・児童委員の方々に寄せられている相談件数ですが、近年はコロナ禍であったこともありますが、令和3年度の実績で512件ございました。

このように、集落や地域から、また、子育てや高齢者・障害者など幅広い分野において町民の皆様のお声をお聞かせいただいているところでございます。

また、町ホームページにおきましても2月末時点でおおよそ160件の要望や御意見、各種お問合せを頂いております。

令和3年度から実施しておりますわかさで輝く奨学金返還支援制度は、将来、若狭町に帰りたいとの思いを持つ高校生のアイデアから生まれたものであり、また、子ども医療費助成の高校3年生までの拡充につきましても、住民の声を制度化したものでございます。

施政方針では、住民の声を聞くという表現は述べさせていただいておりませんが、今後も町民の皆様や議員の皆様のお声を大切にしながら、施策にしっかりと反映してまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。住民の声を大切に、行政執行に反映させていきたいということによって安心をいたしました。

そして、詳しい件数の報告、ありがとうございました。集落ヒアリングで450件ほど、子育て支援センターの意見で71件、民生委員さんからは50件、ホームページには160件、合計730件余りもの声が届いているということでした。総数にすると、答弁を受けて、非常に多いかなというふうな気がしました。集落ヒアリングで449件というのは、それぐらいありそうかなと思っていましたが、特にこのホームページに160件というのは私の予想以上、はるかに超える数字でございました。こういったことも聞いてみて初めて分かることです。住民の声がたくさん集まっているのが分かりましたので、次の質問に移ります。

町に届いた住民からの声はどのように処理され報告されていますでしょうか。そして、その処理するルールについては決められていますでしょうか。

他所での例を幾つか調べてみました。

行政規模は違いますが、大阪府堺市では、ホームページに「市政への提案箱」と「市民の声」として公開されています。そこには、届いた声の受付処理から回答までの日数や回答の仕方、ホームページへの掲載までしっかりとルール化されています。ぜひ一度目を通していただき、感想を聞かせていただけたらと思います。

併せて、こういった先駆的なよい例をベンチマーク、お手本として、若狭町版の「市民の声」の処理ルールをつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。町のお考えをお尋ねします。

次に、その声を上げた方への回答はどのように行っておられますか。意見、要望について聞いた場合は、その内容について検討してできるかできないか、いつ頃できるのか、その他内容によって回答がそれぞれ変わってきます。

それぞれの意見要望に回答するには、それも内容によって担当者で判断して答えられる場合から、担当部署との調整や確認が必要であったり、また正式な回答が必要な場合には、責任ある立場の決裁者の承認を得る必要があったりということで、回答までの日数が相当かかる場合が考えられます。

また、正式に要望として受けた場合と雑談の中で聞いた内容など、受けた状況はそれぞれ違います。その内容によって、緊急度合いや優先順位は違っても意見としては同じ重みだと思えます。そして、できる限り速やかに回答することが住民からの行政への信頼を得ることにつながります。逆に回答がないと、「あのとき、あのことを言ったのに何も返事がない！」と行政への不信感につながっていくことも心配されます。住民の声を受けて、回答はどのようにされているのか、お伺いします。

もう一点、情報公開について伺います。

町に届いた住民の声の件数やその内容、さらにその回答についての公開はされていますか。されていない場合は、公開を検討する考えはあるのか、伺います。

先ほどの答弁で、合計730件余り、ホームページには160件もの声が届いているとのことでした。町民からの声がこんなにたくさん届いていますよと、もっと大きな声で町民に発信されてはいかがでしょうか。

そして、具体的にどんな意見がどれぐらい集まっているのかを見える化して、ホームページに情報公開される考えはございませんか。ホームページに公開することで、今、住民はどんなことを大きな問題と感じているのか。また、ある課題についてはこういう状況だということが誰でも確認できることになります。

さらに、住民から見たときに、自分の聞きたいことが既に誰かが聞いていて回答がそ

ここにあれば、改めて聞く必要がなくなります。

先ほどありました集落ヒアリングなどは、きっちり毎年開催されており、フォローもされていますので、ホームページに公開までは不要かもしれませんが、お褒めの声などがあれば、公開することで職員のモチベーションアップにもつながると思います。ぜひ一度、検討していただきたいと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、西村議員の御質問にお答えします。

議員より御紹介のありました大阪府堺市での取組については、そのほか、横浜市、大阪市、京都市など全国でもそれぞれ取り組まれているようです。

当町におきましては、明確なルールまでは設けておりませんが、各担当課より丁寧に対応させていただいているところがございます。

例えば、集落ヒアリングの場合は、道路・河川・防犯・交通安全施設などのハード整備の要望が中心となりますが、それぞれの案件に対し、文書にて回答をさせていただいております。

また、子育て支援センターの意見箱の場合は、保育所や学校、公園などの遊び場に関する内容が多く、子育て支援センターにおきまして要望や意見の内容を閲覧しております。

なお、その他の要望やお問合せの内容につきましては、基本的に担当課より対応することとしておりますが、内容が複数の部署に横断し、また、政策的な判断が必要な案件などにつきましては、別途、理事者を含めた政策ヒアリングなどで協議・検討し、対応することとしております。

また、現在、件数や内容についての公開などは行っておりませんが、町に対してよくある御質問などについては、今後、公開することを検討しております。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。まず、処理のルールは設けていない、各課において責任を持って処理しているとの回答でした。

しかし、これは担当課任せ、さらには担当者任せになってしまうのではないかとこのことを心配します。私としてはルールは必要だと思いますので、今後、機会があればま

た検討をお願いしておきます。

2つ目の回答方法については、文書で回答するものや手に取って閲覧できるようにしているものもあるとのことでした。

特に子育て支援センターの意見箱に入ったものの回答については、閲覧できるようにしているとのことでした。私も実際に見てきましたが、センターまで行く必要はありますけれども、行けば誰でも手に取って見ることができます。分かりやすく記載されていますし、これもよいやり方だと思います。次は、これをぜひホームページにアップしていただくように検討を期待したいと思います。

それから、情報公開については、よくある質問などについては公開を検討しているとの答弁がございました。期待をしておきたいと思います。

それでは、最後の質問です。

生の住民の声を聞くためには、声を上げやすい環境をつくることも必要だと思います。今の時代は小学生も学校でタブレット端末を使って勉強しています。住民票の交付もコンビニに行けば、端末機の操作と料金だけで受け取ることができます。日常生活の中でも紙に書くこと自体が減ってきています。スマホの世帯保有率は88%に達している、モバイル端末と家庭内のパソコンも含めた世帯保有率に至っては97.3%という統計もございます。こんなに端末が普及し、身近にインターネットが使えるようになっていくことから、住民の声を聞くための一つの方策としてSNSの活用を提案します。

調べてみますと、既に首相官邸や福井県においてもSNSを利用した情報発信を行っていますし、住民からの声はSNSで受け付けています。今後はアンケート調査等についてもスマホで回答が増えていきそうです。

国勢調査においても、今までは紙に記入して提出していましたが、インターネットでの回答もできるようになっています。

さらに確定申告についてもE-TAXで電子申請ができます。

また先日は、小学校行事への出欠の回答をスマホでQRコードから返信連絡できるようにした学校もあると聞きました。町としても、SNSの活用について、そろそろ検討してもよい時期にきているのではないかと思います。検討するお考えについてお伺いします。

○議長（今井富雄君）

岡本総務課長。

○総務課長（岡本隆司君）

それでは、西村議員の御質問にお答えします。

SNSの活用についてですが、現在、若狭町ソーシャルメディア利用ガイドラインに基づき、若狭町公式Instagram・YouTubeの開設のほか、福井県若狭町観光情報として、Instagram・YouTube・フェイスブック・ツイッター、また、パレア若狭や縄文博物館、議会事務局などでもフェイスブック等により情報発信をしているところです。

また、令和5年度当初予算では、DX推進事業において、LINE公式アカウントの活用を提案させていただいており、これにより、24時間どこでも行政情報や防災情報を入手することはもとより、各種申請や施設予約、暮らしのFAQ（チャットボット）機能などにより、より身近に役場を感じていただけるような取組を進めてまいりたいと考えております。

今後も「町長と語る会」や「集落ヒアリング」などといった対面による意見交換なども継続し、小規模自治体ならではのコミュニケーション力も大切にしていくなかで、さらには、SNSも活用しながら、住民の皆様からの御意見をいただき、事業の展開を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

西村 毅君。

○3番（西村 毅君）

ありがとうございました。SNSの活用については、令和5年度の計画の中に、LINEを使つての情報発信や、よくある質問、FAQでの回答を計画されているということで期待をしています。まずはやることが大切です。最初から全部がうまくいくとは限りませんので、できるだけ使いやすいものとなるよう検討していただき、始めた後も修正を重ねながら、より使いやすいものに育てていっていただくようお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時07分 休憩）

（午後 0時57分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

5番、増井文雄君。

増井文雄君の質問時間は、1時57分までとします。

○5番（増井文雄君）

午後の1番ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、北陸新幹線敦賀開業に伴う観光振興策について御質問させていただきます。よろしくよろしくお願いいたします。

令和3年12月の第6回議会の一般質問で、「新幹線開業に向けた若狭町の取組について」を質問させていただきました。

あれから、はや1年3か月が経過しております。今回は、前回、回答いただいた内容の検証や、コロナ禍の中、どこまで観光客が戻ったのか。また、その間、どのような対応策を行ってきたのか。そして、1年後に迫った北陸新幹線敦賀開業に向け若狭町としてどのような施策があるのか、嶺南6市町とどのような連携をしていくのかなどの質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2024年春に予定されています北陸新幹線敦賀開業により、福井県は新幹線沿線地域となり、開業に伴う時間短縮効果により、首都圏に加え関西圏など交流人口が大きく増加することが見込まれております。

ビジネスや観光における交流人口が増加すれば、宿泊費や飲食費、お土産代など様々な分野で県内消費が増加することが期待されます。

日本政策投資銀行の調査では、福井県への首都圏及び関西圏からの増加入込客が福井県内の経済にもたらす経済効果は、ビジネスで約91億円、観光で約100億円となり、これに加え、直接効果にかかる需要により県内生産が誘発されることによる効果（間接一次効果／約71億円）や、雇用者所得の増加が消費を経由して県内生産が誘発されることによる効果（間接二次効果／約48億円）を合計いたしますと、年間約309億円の経済波及効果が福井県内にもたらすとの試算結果が出ております。

さきに述べましたように、北陸新幹線は2024年春の福井・敦賀延伸で、交流人口の拡大などによる経済効果や地域振興など福井県にとって100年に一度の大きなチャンスが到来します。

それでは、新幹線開業に伴う観光振興についてお伺いいたします。

新幹線開業に向けた若狭町の観光振興策について、まず1番目に、若狭町観光振興ビジョンについてお伺いします。

観光振興ビジョンを改訂し、2年の月日を経過しております。各課等で種々の基本計画を策定しておられますが、おおむね5年を改訂の目安としていると思います。観光振興ビジョンも2年が経過し、中間地点を迎えようとしております。

計画は、「都（みやこ）びとより愛されし食と雅遊（がゆう）の国（まち）若狭町」を基本理念に5つの基本施策と17のアクションプランのもと、観光振興に向けた各事

業を展開されておりますが、以下のことをお聞きしたいと思います。

まず最初に、基本施策の推進状況及びそれに基づくアクションプランの実行度など2か年の評価をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、増井議員からの御質問にお答えいたします。

第3次若狭町観光振興ビジョンでは、令和2年度に大妻女子大学の宮田教授をアドバイザーに迎え、関係者11名による策定委員会を組織し、令和3年度から令和7年度までの取組について策定をしていただいております。

策定されたビジョンの中では、基本施策として、我が町の持つ、ほんものの魅力再発見のための環境整備などと新たな誘客のための5つの方針が策定されており、それに向けた17のアクションプランとして具体的な取組内容が示されております。

ビジョンの推進にあたっては、町と観光協会が事務局となり、ビジョン推進委員会を組織し、進捗状況を確認するとともに、取組が進んでいない施策等につきましては、新たな推進方法を検討するなど目標達成に向け、行政と事業者が一体となって取り組んでいるところでございます。

具体的な推進状況ですが、基本方針の「御食国の食を知る、活かす」では、伝統野菜を活用した新規商品開発、熊川葛振興のための加工場の建設や町内でも県や町の補助事業を活用した新たな飲食店のオープンが加速しております。

「雅遊の環境を整備する」では、ゆっくりと滞在し癒やしを感じていただくために、レインボーラインでのテラスやカフェの設置、熊川宿では、古民家を改修し、宿泊施設としてオープンするなど受入れのための環境整備が進んでいます。

「外からの目を活用し、観光まちづくりにおいて協働する」につきましては、令和4年度において、東京の大妻女子大学の学生約20名を招き、町内の宿泊や観光施設等の検証を行い、改善点やさらに伸ばすところ、また今後の観光地としての方向性等の意見交換を実施しております。

「来訪者へほんものの魅力を伝える」では、おもてなしの心を持って訪れた観光客に接し、リピーターとして定着していただくために、語り部の育成に力を入れており、新たに3名の方が熊川宿にて活躍をされておられます。

また、宿泊や観光施設のWi-Fiなど通信環境やキャッシュレス決済サービスの整備は徐々に進んでいるものの、まだ十分とは言えず、今後、観光地として必要不可欠で

あることから、さらに加速し、観光客に対し、ストレスなく滞在できるよう整備を推進してまいります。

最後に、「新たな観光客を誘致する」につきましては、コロナ禍において営業活動ができず、また外国人の入国制限もあり、インバウンドや関東方面からの誘客につきましては十分な成果が出ていないのが現状です。

今後は、新型コロナウイルス感染症の収束を念頭に、インバウンドでは、3月に台湾で実施される観光商談会への参加をはじめ、県が主催する関東圏でのプロモーション活動に積極的に参加し、若狭町の良さをPRしていきたいと考えております。

観光振興ビジョンの進捗につきましては、それぞれのアクションプランの取組状況において多少の差はありますが、コロナ禍の中でもおおむね順調に推移していると認識しております。引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。残り2年の評価を十分していただいて、残り3年、よろしく願いいたします。

それでは、2点目、計画では、令和7年観光客入込客数240万人としております。この数値に対しまして、コロナ感染症拡大を受けて、入込客数、基本施策やアクションプランの見直しは必要ないのかをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、次の質問にお答えをいたします。

令和2年度で策定された第3次若狭町観光振興ビジョンでは、令和7年に観光客入込客数を200万人から240万人に、また宿泊者数を12万6,000人から14万5,000人になるよう目標設定されております。

令和2年春より感染が拡大した新型コロナウイルスにより、若狭町の観光客入込客数は令和3年において163万人に、宿泊者数も8万7,000人にまで減少することとなりました。

御質問の入込客数、基本施策やアクションプランの見直しについてですが、入込客数につきましては、令和4年の速報値ですが、前年比13%増の184万人にまで回復をしております。

これは、昨年秋から開始された国の全国旅行支援事業やリニューアルされたレインボーラインの完成、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業での道の駅若狭熊川宿トレイルゲートウェイ整備等が影響しているものと考えております。

今後は、令和6年春の北陸新幹線敦賀開業やインバウンドの復活から、当地への来訪客の増加が見込まれることから、現在の184万人を年間10%ずつ増やし、3年後の令和7年に240万人の入込客数の目標は変えずにビジョンを推進してまいります。

また、それぞれ策定された基本施策やそれに伴うアクションプランにつきましても、取組状況や達成度に差はあるものの、ビジョン推進委員会の検証により、順調に進捗されていると考えており、内容については、現在のところ変更せずに策定された内容にて推進してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

大変心強い御回答ありがとうございます。令和7年には240万人となっておりますが、250万人でも260万人でもなるように御期待をいたしております。

それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

誘客を三方五湖、若狭湾と熊川周辺のエリアを核として磨き上げることとしております。

まず最初に、三方五湖レインボーラインのレストラン、売店が完成し、観光客の受け入れ態勢ができたと考えますが、今後は核からエリアにするため、具体的にどう進めていくのかをお伺いします。

まず最初に、県嶺南振興局で昨年度及び今年度に敦賀駅、美浜駅から貸切りバスを出し、レインボーライン山頂公園を経由する実証実験が行われております。この成果や課題はどのように出されているのか。

また、新幹線敦賀開業後のレインボーラインへの誘客はこのような取組を重要と考えますが、バスなど車で訪れることのできない人への対応についてお考えをお伺いします。

次、この4月から電池推進船が運行し、三方五湖を活用した周遊観光に幅ができたと考えられますが、レイクルーズとの連携を含め、美浜町とどう進めていくのかをお伺いします。

次に、2番目、熊川エリアは、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業で、トレイルコース、お花見広場に周辺の自然を活かしたキャンプ場などが整備されました。熊川宿を活かしながら、これらをベースに誘客を進めていくうえで、どのような方法で、

どういう世代をターゲットにして、どこに向かって発信していくのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、次の御質問にお答えいたします。

第3次若狭町観光振興ビジョンでは、自然景観のすばらしい三方五湖、若狭湾エリアと歴史、文化資源豊かな熊川エリアを核とする2つのエリアと位置づけ、来訪客を迎えるための整備等の推進を図っております。

三方五湖、若狭湾エリアでは、嶺南地域の観光の中心となるレインボーラインのリニューアルを令和元年度から取り組み、五湖を一望できるテラスやレストランを整備するなど改修前に比べ観光客は約40%増加しております。

観光地を周遊するために必要となる2次交通の確保につきましては、令和3年度より、県、美浜町、若狭町の関係者で組織する「三方五湖エリア全体協議会」で、観光客の多い秋にレインボーラインや三方五湖周辺の観光スポットを巡る「ゴコイチバス」を実証運行しております。

令和4年度の運行では737人の利用があり、県外からの利用者は約18%となっており、その約半数は関東からの観光客となっております。

利用者からのアンケートでは、68%が満足、またはやや満足と回答しており、引き続き新幹線開業時の運行時期や便数など営業運行の在り方を検証し、周遊を促進するためのフリーパス券や施設の割引チケットなどをPRし、さらなる利用を促進して来訪につなげる必要があると考えております。

また、本年4月には、美浜町で整備を進めていきます電池推進船が三方五湖の中の久々子湖、水月湖、菅湖を遊覧するコースでオープンする予定となっております。

三方五湖を中心とした観光誘客につきましては、美浜町、若狭町の行政や事業者で組織する三方五湖広域観光協議会が役割を担っており、会員である三方五湖DMOが指定管理者として遊覧船の運行にあたることから、海山で営業するレイククルーズ号との連携を強化し、両町での滞在が少しでも長くなるよう、スタンプラリーの継続等により推進を図ってまいりたいと考えております。

核となるもう一つのエリア、熊川宿とその周辺は、新たに河内川ダムの完成を契機として、トレイルコースや湖面を利用したアクティビティ、さらにはキャンプ場の開設によるアドベンチャーツーリズム拠点整備事業が進んでおります。

これは、歴史文化の宝庫、熊川宿を訪れた観光客を大自然に包まれた河内川ダム周辺

へ導き、癒やしを感じていただくとともに、キャンプ場等の利用客を熊川宿へと案内し、ウエルネス観光の推進と地域経済の活性化を目標としております。

アドベンチャーツーリズム拠点整備事業の中心となるお花見広場のキャンプ場につきましては、令和5年夏頃の完成を目指し、最大7名収容可能な6つのキャビン棟とオートサイト12区画及び管理棟の建設が進んでおります。

受入れにあたっては、町と地元事業者等が出資する会社「クマツグ」が運営にあたることとなっており、他のキャンプ場の状況を参考にしながら、予約サイトの開設や多言語に対応したパンフレットの作成を進めているところです。

今後につきましては、嶺南6市町で組織する若狭路アクティビティ推進協議会やアウトドアを専門とする会社、モンベルとの連携により、広く周知し集客を図るとともに、地元の学校や子ども会等での利用を促進するためのモニターツアー等を計画し、熊川宿との共存共栄を図りたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。観光も多様化しておりますので、対応をよろしくお願いいたします。

それでは、4番目の県・嶺南6市町で進めております、ナショナルサイクルルートを取組状況及び今後の予定について伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、次の御質問にお答えをいたします。

県及び嶺南6市町の行政、各種団体等が中心となり、ナショナルサイクルルートの認定を目指し、令和3年6月、若狭湾サイクリングルート推進協議会が設立されました。

この協議会では、自然豊かな若狭路をサイクリングを通しPRをすることで、インバウンドを含め観光客及び観光消費額の増加を目的に活性化を図り、令和7年度までのナショナルサイクルルートの認定を目指すこととしております。

若狭町では、令和2年度より、受入れ環境整備といたしまして、矢羽根によるルートの路面標示を実施しており、令和4年度で三方五湖周辺において整備が完了する予定です。

また、令和4年度では、小浜線を利用したサイクルトレインの実証実験、サイクリングガイドの養成講座や国内外より有識者を招きモニターツアーを実施するとともに、SNSやホームページを活用した情報発信をすることにより、ルート認定に向けた機運醸成を図っております。

令和5年度では、受入れに必要となる窓口としてのゲートウェイの整備を計画策定として敦賀市と高浜町から進める予定をしております。

この施設では、訪れたサイクリストに対し、周辺の見どころやルート案内、また自転車の整備ができるスポットとシャワー等を備え、疲れた体を癒やし、ゆっくりできる場所としての整備を計画いたしております。

また、令和4年度から継続しサイクリングガイドの養成講座を継続するとともに、新規で「多様な宿泊施設整備支援事業」が創設され、サイクリストに優しい宿としての改修に助成することとしており、町内でも1件の民宿が取り組む予定となっているところであります。

北陸新幹線敦賀開業に向けての魅力づくりと、ナショナルサイクルルート認定を目標に、嶺南一体となって取組を加速してまいりたいと考えておりますので、御支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。先ほど言いましたように、やはり県、嶺南6市町が連携してサイクルルートの取組をよろしく願いいたします。

それでは、大きな項目で、2点目、旅館、ホテル、民宿など宿泊施設についてということでお伺いします。

これは、先ほど言いましたように、1年3か月前にも説明したことの継続といたしますか、もう一度確認でございますので、よろしく願いいたします。

コロナにより旅館やホテルの形態も大きく変化しておりますが、若狭町の観光誘客を進めるうえで宿泊施設の充実は重要であると、これまでも何度も議論を重ねてまいりましたが、現状を再度お伺いいたします。

まず、1番目に、宿泊施設の状況を、旅館、ホテル、民宿の営業している数をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、お答えをいたします。

若狭町で現在、営業している宿泊施設の数についてお答えをいたします。

現在、町内では、旅館、ホテル、民宿合わせ70軒が営業をいたしております。

それぞれの内訳でございますが、旅館が6軒、ホテルが1軒、民宿が63軒となっております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。やはりかなり民宿の方も減っているようでございます。

それでは、2番目に、平成28年度に実態調査を行い、その後、実態調査を実施したのか、また実施されたのなら、調査結果についてどのようになったか、お伺いをいたします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、次の実態調査の実施についての御質問にお答えをいたします。

これまで3回実施してきました宿泊施設の実態調査につきましては、平成28年度以降、実施しておりません。

若狭三方五湖観光協会及び若狭町では、民宿経営者等で組織する理事会を定期的開催することによりまして、現状を把握し、情報の共有と宿泊施設の問題解決のための課題整理を図っているところであります。

定期的開催される理事会では、各地区個別の宿の状況や誘客促進のための対策、国、県、町の動き等が話し合わせ、有効な情報収集と交換の場となっているところでございます。

しかしながら、年々減少傾向にあり、ピーク時から半減する宿泊施設の現状を踏まえ、コロナ収束後の経営の在り方や今後のDXへの対応状況を把握する必要があることから、宿泊業者を含めた観光事業者全体の実態調査実施を観光協会、商工会とともに早急に検討してまいりたいと考えております。

観光事業の中の宿泊業の減少は、観光地として地域経済にとっても大きな損出となることから、的確な状況把握による迅速な対応と活性化を図るための新たな宿泊施設の誘致についても検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。やはり現状の調査というのは必要だと思いますので、できるだけ早く状況をつかんでいただきたいと思います。

それでは、これも3番目に移らせていただきます。

まず、観光客受入れのための環境整備で、令和2年度から令和4年度の3か年について、どのような実績であったのかをお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

泉原観光商工課長。

○観光商工課長（泉原 功君）

それでは、次の観光客受入れのための環境整備についてお答えをいたします。

今後、増加が予想される北陸新幹線を利用した観光客や外国人観光客等の新たな宿泊需要に対応するため、県と町の連携のもと、令和2年度から令和4年度までの3年間、民宿の魅力アップにつながる施設改修費用について、3分の2を補助する「民宿リニューアル支援事業」を行ってまいりました。

令和2年度の実績につきましては、9件の改修が行われ、補助総額1,474万8,000円となっております。

令和3年度につきましては、3件の改修が行われ、補助総額1,322万3,000円となっております。

令和4年度につきましては、現在、1件の改修が行われており、補助総額409万8,000円の見込みとなっております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

少なくなっております。年々ちょっと減っているのは大変残念でございます。

次に、4番目で、環境整備ができない宿泊施設の今後の対応についてお伺いいたします。

町としては、指導、助言、補助制度の継続など、どのように行っているのかをお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

さきの答弁にもありましたように、町内では70軒の宿泊施設が民宿を中心に年間を通して営業をされており、地元で獲れた新鮮な魚介類や、それぞれの宿の心のこもったおもてなしで訪れた観光客を魅了しております。

しかしながら、昨今の旅行者が選ぶ宿泊施設のハイグレード化や嗜好の多様化により、民宿への選択幅が縮小しており、利用者の減少につながっていることから、設備投資など環境整備に対応できない施設も増えてきているのが現状です。

この状況を打開するために、町と観光協会、商工会が一体となり、事業承継に向けた相談や補助事業を活用した施設のリニューアルの検討を周知していく必要があると考えております。

その対策の一つとして、令和5年度の新規事業で、県とともに「多様な宿泊施設整備支援事業」を創設させていただきたく準備を進めております。

これは、民宿や旅館、ホテルにおいて、サイクリストに優しい宿、ペットと泊まれる宿、観光資源を活用した伝統工芸ルームや水族館ルームなど魅力的な宿泊施設の整備にかかる経費の3分の2を助成するもので、本事業をもとに特色のある宿泊施設のリニューアルを進め、事業者を支援してまいります。

また、現在、商工会や観光協会とともに、会員約400社を対象に情報伝達を正確かつスピーディに行うため、携帯やパソコンを活用したメーリングリストの作成を進めております。

このことは、DXや情報化社会が加速化する中で、いち早く情報を取り入れ、双方向でのやり取りが活発にできることから、それぞれが求める状況の把握や施設が抱える悩みの解消への指導と助言にも役立てていきたいと考えております。

これらの事業を活用し、関係機関が一丸となって意欲のある事業者の応援と環境整備に対する支援を継続し、町全体の宿泊施設の活性化を目指し、さらなる磨き上げを進めてまいりたいと考えておりますので、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

新規事業等の取組、ありがとうございます。大変期待しておりますので、今後とも嶺南、福井県のリーダーとなるような取組をよろしく願いいたします。

それでは、大きな3番目、農産物生産者の育成についてということでお伺いさせていただきます。

若狭町の農業は、農業者の高齢化や後継者不足により、田畑の改廃や放置樹園が年々増加しております。

農林漁業の現状を見ますと、米農家や漁業者は何とか生産者も含め維持されていると考えられますが、農産物、特に野菜類の生産者が著しく減少していると聞いております。しかし、一部では農業を健康づくり・生きがいくりのためにされている方もかなりおられます。

そこで、少量・多品種などの野菜類の生産・販売（販路）が構築できないものか、また観光と直結した道の駅などでの販売ができないのか、農業者が増えれば最終的には改廃地解消にもつながると考えます。今後の対策を含めお伺いいたします。

まず、一番最初に、農産物（野菜類）の生産者の現状をお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、増井議員の農産物生産者の現状についての御質問にお答えします。

町内の野菜類の生産者につきましては、令和4年産の水稲共済細目書で把握しております経営体としましては、約500経営体であり、約66ヘクタールの生産面積となっております。

主な野菜としましては、キャベツが約7ヘクタール7経営体、ねぎが約7ヘクタール24経営体、ブロッコリーが約4.7ヘクタール1経営体、カボチャが約2.1ヘクタール13経営体となっております。

生産物の出荷先としましては、福井県農協をはじめとして、青果市場、スーパー、直売所となっております。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございます。それでは、2番目に、観光誘客を進めるうえで、地産地消、地元の生産物を民宿で使用するなど価格高騰に左右されないためにも地元で野菜等を作る後継者育成が急務であると考えます。野菜や特産品などの生産したい人を募ったり、農地バンク（無償）の推進など支援策や補助制度を策定できないのかをお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

中村産業振興課長。

○産業振興課長（中村和幸君）

それでは、御質問にお答えします。

町では、野菜や特産品の後継者の育成を図るために、過去に複数回、野菜作り教室を開催しております。いずれも直売所やシルバー人材センターと協力し、県農業普及部のOBの皆さんを講師として、各回10名から15名の参加をいただいております。

しかしながら、野菜栽培に関しましては、生産者の高齢化のための後継者不足、女性の個人経営が多いため、技術の継承が難しい状況にあり、販売を目的とした栽培から自家菜園へと規模縮小される方が多いのが現状です。

このため、町としましては、定年後の方を中心とした野菜農家の育成と組織化を図るとともに、農業生産法人による野菜生産事業への参入を図りたいと考えております。

また、農地バンクを活用して、例えば、ある集落で取り組まれている複数の菜園を1か所に集め、十分な獣害対策を施した共同菜園の整備などへの支援を検討し、生産体制を整えてまいりたいと考えております。

若手の後継者募集につきましては、「かみなか農楽舎」の研修事業でも梅やナシなどの果樹や園芸栽培での就農希望が多くなっている傾向があります。

今後、かみなか農楽舎や関係機関と連携を図りながら、水稻に限らず、園芸作物や果樹も含め、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。先ほども言いましたように、やはり健康づくりとか生きがいづくりにもつながると思いますので、今後とも役場としても積極的な御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、道の駅や物産協会が生産者の受け皿になり、農産物の町内流通ルート等を作成することについて、どのようなお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、御質問にお答えいたします。

野菜をはじめとする農産物の町内流通につきましては、直売所などでの取組が中心となっております。

町内直売所の生産者登録は、「道の駅三方五湖」では約60名、「たいしたもんや」では約90名の方がおられ、地場農産物を出荷販売しており、うりわり名水公園や道の駅熊川宿、熊川マルシェでも季節ごとの野菜を販売されており、観光客や地元の方々に御購入をいただいております。

また、現在、学校給食で地場産の大根や玉ねぎ、さつまいも、山内かぶらなどを若狭物産協会より仕入れており、今年度より試験的に地元農家の不ぞろい品のねぎを使用するなど、より多くの地場農産品を取り入れた給食に取り組んでいます。

しかしながら、直売所・学校給食とも品目数や数量及び周年的な供給に課題があり、現在のところ、年間を通じた生産・流通システムとしては稼働が難しいのが現状です。

一方、昨今のオーガニック食材への関心の高まり、生産者の顔が見える安心・安全な食材を希望される消費者が増えていくことが予想されます。さらに北陸新幹線の敦賀開業や新型コロナウイルス感染症法上の「5類」への見直しにより観光客の増加などが見込まれます。

これらをチャンスとし、各直売所を中心に飲食店や民宿等での利用などを推進し、生産者の生産意欲の向上、地場農産品のPRを図るために、生産者や各直売所、福井県農協、わかさ東商工会、若狭三方五湖観光協会など関係機関と連携を密にし、情報交換や共有に努め、引き続き地場農産品の流通・消費を図ってまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

増井文雄君。

○5番（増井文雄君）

ありがとうございました。やはり地元が一つになれば、いろんなことができると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、最後ですが、政府は、新型コロナ対策として、マスクも3月13日から屋内・屋外問わず個人の判断となりますし、分類も5月8日からは季節性インフルエンザと同じ「5類」への移行となります。それらにより、観光のみならず国内での人の流れがさらに活発となり、国外からのインバウンドも大幅に増加することが想定されます。

観光について、知事は、「嶺南は観光資源の宝庫であり、特に若狭町にはレインボーラインや三方五湖・熊川宿、そして、年縞博物館などがあるので、地の利を活かして頑

張ってほしい。そのためにも県もできる限りの支援を行いたい」ともおっしゃっております。「観光のまち若狭町」が、嶺南6市町のリーダーとして、北陸新幹線敦賀開業に向けた取組を行うことが他の市町への活性化へとつながると思います。

若狭町の観光産業は、今までの地道な活動、出向宣伝などですが、で築いたお客様との深いつながりが礎であり、それが全国に大きなパイプとなって残っております。新幹線開通後は、そのパイプを活かしながら、新規観光客獲得に注力しなくてはなりません。来年春に北陸新幹線が敦賀に来れば、大きな賑わいもあると思います。

冒頭申し上げましたように、地元には大きな経済効果が生まれると思います。しかし、それは単なる通過点にすぎません。いかにして、どのように継続していくかが課題であります。次の時代（5年後、10年後）を見据えた観光ビジョンも策定していかなければなりません。その準備を今から行い、「観光のまち若狭町」をより強固なものにしていきたいと思っております。

町民と職員、地域と企業や職場が一つになり、「観光のおもてなし」ができる体制づくりを行えば、おのずと町が一つになり、若い人たちが住みたくなり、元気な若狭町になると思います。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 1時48分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

13番、北原武道君。

北原武道君の質問時間は、2時48分までとします。

○13番（北原武道君）

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、いわゆる「過疎法」によって、旧三方町地域が過疎地域に指定されてから約1年になります。

過疎化にブレーキをかけるための「国の支援」、それが本町では十分に活用されているのかどうか、今後の課題は何か、それらのことを検証する目的で質問を行います。

まず、過疎法による国の支援策、どのような支援策があるのか、「支援策のメニュー」について改めて説明をお願いいたします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、北原議員からの御質問にお答えをいたします。

令和4年4月1日から過疎地域に指定されました旧三方町を範囲とする三方地域の持続的発展のための支援として、まず、ハード事業、ソフト事業の双方に活用できる地方債の「過疎対策事業債」を発行することが可能となります。

過疎対策事業債は、対象事業費に100%充当することができ、借入れの翌年度から毎年発生する元利償還金に対して70%が普通交付税として交付されることになるため、事業を実施するうえで財政的負担の低減を図ることができます。

また、国の補助割合の特例により、教育施設や児童福祉施設など一部の事業に関しては、国庫補助率がかさ上げされたり、都道府県代行制度により、本来、町が事業主体となって整備すべき基幹道路などについて、県が町に代わって事業を行うことができる場合がございます。

そのほかにも事業者が対象地域において設備を増設した場合、設備など取得したものに係る税制措置があります。

国の所得税、法人税では、減価償却額を一定期間、割増しして必要経費に計上することができ、課税額を抑制することができます。また、地方税の県の事業税、不動産取得税と町の固定資産税では、一定期間、課税が免除され、企業が進出する際に、国・県・町の有利な税制措置を事業者が受けられることとなります。そして、これに伴う町の固定資産税の減収分についても、その75%が町に普通交付税で補填されることとなります。

過疎対策支援を活用するにあたりましては、人口の減少率をいかに低く抑えるか、また、地域住民が住み続けられ、住みやすい地域にしていくか、これを念頭に人口減少と高齢化に伴う社会構造の変化のほか、住民ニーズの多様化、自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな脅威など、社会情勢の変化も踏まえて、町の総合計画と財政計画を基本に置きながら、計画性と柔軟性を持って、過疎地域の持続的発展を目指してまいります。

このためにも、生活道路である町道や農道、上下水道施設の計画的な整備のほか、空き家情報バンク制度等による定住促進、生活の足となる公共交通の利便性の維持、魅力ある産業の創出と雇用の場の拡大、子育て環境の確保や保健福祉の向上、商工・農林水産業における後継者や担い手の育成、各種団体活動の充実支援などを「若狭町過疎地域持続的発展計画」におきまして幅広く事業を展開し、町の将来像の実現に向けて取り組

んでいくこととしております。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、大きく分けて3つの分野の支援がある、こういう御説明だったかと思います。

①、②、③ということで分野を整理しますと、

①、町は、「過疎対策事業債」、略して「過疎債」を発行できる。これは、ざっくり言えば、ほとんど返さなくてもいい借金で、この借金を使って旧三方町地域で過疎対策の事業を行うことができる。

②、旧三方町地域では、特定の事業について国の補助金が割増しされる。町がやるべき事業を県にやってもらえる場合がある。

③、旧三方町地域で事業者が設備を新設・増設した場合、事業者は税金の減額や免除を受けることができる。

細かいことは、いろいろありますが、以上、①、②、③の分野で支援策があると、このように承知いたしました。

では、今年度（2023年度）ですが、過疎法による支援を受けた事業にどのようなものがあったか。

①と②の分野は町が受けた支援、国からですね。③の分野は事業者が国、県、町から受けた支援ということになりますが、支援を受けた事業を全て紹介してください。

併せて、その経済的恩恵がどの程度であったかも伺いいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

それでは、過疎法による支援の対象としましては、令和4年度の事業などにつきましてお答えいたしたいと思います。

令和4年度に過疎対策事業債を活用して実施した事業でございますが、町道倉見井崎線の道路改良や林道相田新庄線の橋りょう補修、小川漁港の護岸整備、水道施設の整備であります三十三地区低区配水池の更新など三方地域のライフラインに係る公共土木工事を行っております。

また、西田地区の地域活動の拠点となります西田公民館の改修工事や、三方地域の小中学校のスクールバス運行委託と英語教育推進のためのALTの派遣委託を対象として教育事業の基盤強化にも過疎対策事業債を活用しております。

さきに述べました公共土木工事の事業費は5億9,546万4,000円で、これに対し過疎対策事業債を2億8,880万円充当いたします。また、教育事業の事業費は1億8,451万4,000円で、これに対し過疎対策事業債を1億8,450万円充当いたします。

合計しますと、7億7,997万8,000円の事業費のうち、過疎対策事業債を4億7,330万円活用しており、この借入れに対する今後の償還には、償還額の7割が普通交付税として措置されますので、元金ベースで申し上げますと、3億3,131万円が措置されることとなります。

ただし、これら対象としました事業の中には、当初、若干の交付税措置のある地方債を活用する予定のものを交付税措置の有利な過疎対策事業債に振り替えたものもございますので、その差額を考慮しますと、元金ベースで約2億700万円が町の財政上、有利に支援される見込みでございます。

なお、事業者などにとっての町の税制上の優遇措置の額につきましては、今年度の税の申告を受けてから確定しますので、現段階でお示しすることができません。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

①の分野、過疎債の活用について具体的な説明をいただきました。

ハード、ソフトの両面で、過疎債を4億7,330万円使った、過疎債のおかげで2億700万円の経済的恩恵があった、このような御答弁でした。「過疎債は大変有利な借金だ」と実感いたします。

②の分野、「特定事業に対する国・県の支援」については実績の紹介がございませんでした。「実績なし」と受け取らせていただきます。

③の分野、「事業者への支援」については、「税金の申告」はこれから行われるので「現段階では把握できない」とのお答えでした。確かに「税金の申告」はこれからです。しかし、「固定資産の登記」は終わっております。町が「この支援を受けるであろう」事業者を把握していれば、その事業者が受ける「税制上の優遇措置の額」はある程度推定できると思います。

町として、把握できていないのは、実は「この支援を受けるであろう事業者」、もっと端的に言えば、「この支援があることを知っている事業者」がいるのかどうかではないでしょうか。この問題は、後ほどの質問で議論したいと思います。

では、次年度、2023年度ですね、過疎債を活用して、町はどのような事業を実施しようとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（今井富雄君）

竹内総合政策課長。

○総合政策課長（竹内 正君）

令和5年度に過疎対策事業債を活用して実施する事業としましては、町道倉見井崎線の道路改良や林道相田新庄線の橋りょう補修、水道施設の整備であります三十三地区低区配水池の更新など公共土木工事では令和4年度からの継続事業が主なものになっております。

また、教育事業の基盤強化につきましても、西田公民館の改修工事や三方地域の小・中学校のスクールバス運行委託と英語教育推進のためのALTの派遣委託などの事業に継続して活用していきます。

令和5年度に新たに活用する事業としましては、町民の健康増進と観光誘客を図るための「みかた温泉施設きららの湯」の維持管理や、地域の歴史を学べ、来館者が快適に見学していただくための「縄文博物館」の空調設備等の全面改修、また、町民の健康寿命の延伸を図るための地域医療の充実として、三方診療所の医療機器の更新に対しまして過疎対策事業債を活用していきます。

これらの事業の予算総額としましては、8億1,089万2,000円で、これに対し過疎対策事業債を5億2,890万円を充当することにしております。

「若狭町過疎地域持続的発展計画」は第2次若狭町総合計画を上位計画として策定されております。

令和5年度より第2次若狭町総合計画が中期基本計画に移行され、この計画の目標であります「将来も住み続けられ、心ゆたかで幸せな暮らしの実現」を過疎計画の実行におきましても目指してまいり、産業の振興や雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域活動の充実など、過疎法による支援を有効に活用し、より住みやすい地域づくりを推進いたします。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

23年度は過疎債の活用が5億2,890万円を予定という答弁でございました。

22年度に比べて5,000万円程度の増加ということになるかと思えます。

過疎化のブレーキ、その「切り札」になるような事業は見当たらなかったような印象

を持ちますが、それはともあれ、「過疎債」の目的が「過疎からの脱却」であることを念頭に置いてこれらの事業を進めていただきたい。その点を強調しておきます。

次に、③の分野、「事業者への支援」に関する質問に移ります。

先ほど、町長から、「事業者が旧三方町地域で設備を新・増設した場合、設備など取得したものに關わる税制措置がある」、こういう説明をいただきました。

ところで、「税金の減額や免除」というのは大抵は申告制です。申告制というのは、当事者が「制度」を知らずにいると、その恩恵は受けられません。

「過疎法」の減免税制度は、指定過疎地域において、企業誘致を促進させよう、産業振興を図ろう、これが目的です。

したがって、行政は、この「税金の減免制度」を大いにPRして、企業誘致や産業振興に努めなければなりません。この減免制度を「広く知ってもらうために」というような意図もありまして、これから制度の要件などを詳しく伺っていきたいと思います。

まず、この制度でいう「事業者」の定義を示してください。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

御質問いただきました「事業者」について説明いたします。

事業者については、青色申告をしている個人または法人であることが要件となります。具体的には、個人事業者と会社や第3セクターなど法人として青色申告をされているところでは、

対象業種は、製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業、水産業、畜産業です。

農林水産物等販売業は、産業振興区域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業を言います。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

それでは、次に、「設備を新・増設した場合」ということですが、この「設備」の定義、そして、「新・増設」の定義、これを伺います。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

御質問の「設備」「新增設」とは何かについてお答えします。

まず、設備ですが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、いわゆる「過疎法」でいう設備とは、建物及びその附属設備、機械及び装置などです。

具体的には、店舗や工場などの建物、空調設備や給排水設備などの附属設備、食品や電気設備などの製造設備です。土地は設備に該当しません。

ただし、不動産取得税、固定資産税では、取得後1年以内に対象家屋の建設に着手した場合の敷地で、その家屋の真下にかかる土地については課税免除の対象になります。

次に、新增設についてですが、新設とは今まで対象事業者でなかった者が対象事業の用に供する施設や設備等を新たに設置する場合です。増設とは、既に対象事業者であった者が新たな対象施設や生産設備を設置する場合です。

なお、建物及びその附属設備にあつては、増築、改築、修繕、模様替えの改修をした場合も対象となります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

そうしますと、先ほど増井議員の質問で話題になりましたけれども、例えば、三方地域でとれた農産物や水産物、これを調理して、主に三方地域外のお客さんに提供している宿泊施設や飲食店が何か附属設備を修繕したとします。これは「農林水産物等販売業者」が「増設」を行った、このようになるわけですね。

では、事業者の住所について伺います。

旧三方町地域で設備を新增設すれば、その事業者の住所は、三方地域に限らず上中地域でも、あるいは町外、県外であっても支援の対象になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

三方地区で設備を新設あるいは増設した場合、事業者の住所が三方地域ではなく、上中地域、町外、県外であっても支援は受けられます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

分かりました。ところで、昨年、制定しました「若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」では、固定資産税が免除されるのは「令和6年3月31日までに取得した物件」となっています。つまり、今年度末でおしまいです。

過疎法は令和12年度末までの時限立法なので、旧三方町地域の過疎指定はまだまだ続くと思われます。それなのに「来年度以降に取得した物件」は固定資産税の免除が受けられなくなってしまうのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

それでは、適用期間についてお答えします。

現在、町の条例では、令和6年3月31日までに取得等をした設備が対象のため、令和6年4月1日以降に取得等をしたものは該当しなくなります。

町条例の適用期間が令和6年3月31日となっている理由は、国の租税特別措置法に基づいて期間を規定しているからです。この租税特別措置法の改正により期限が延長される場合があるため、国の動向を注視し対応してまいります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今までお答えいただいた減免税の要件に従いまして、三方地域内でこの1年間にどのような動向があったか、思い巡らしてみますと、私には、「減免が適用されるのではないか」と思われる事例が数件、思い浮かべられます。

「今、事業計画を進めている」という話、この事業者は町外の会社だそうですが、そのような事例も耳にしております。

これらの事業者はこの「税金の減免制度」が知らされているのかどうか、私は大いに気にかかります。

実は、該当するお一人にお尋ねしてみたところ、「過疎地指定は知っていたが、減免制度は知らない」ということでございました。町はこの制度をどのように公知しているのか、お尋ねいたします。

○議長（今井富雄君）

中西税務住民課長。

○税務住民課長（中西みや子君）

北原議員御指摘のとおり、産業振興促進を促すための支援の一つとして、国税の所得

税、法人税、県税の事業税、不動産取得税、町税の固定資産税の税制面の支援がありません。

今年度は、若狭町ホームページに制度の内容について掲載したほか、三方地域にあって、例年、償却資産の申告をしている会社に対して個別に制度の案内を送付しました。今後も関係部署と連携して制度の周知に努めてまいります。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、「三方地域にあって、例年、償却資産の申告をしている会社に」個別に制度の案内を送付したと、このようなお答えでございました。

この支援制度の最大の眼目は、優遇措置を活用して新規に事業が展開されるということです。つまり、今ある会社というより「未来の事業者」にこそ、この制度を知らせる必要があるのです。「過疎地指定を受けた旧三方町地域には、このような事業者に対する特別な優遇措置がある」、そのことを広く広く社会にPRしていただきたい。そして、企業誘致や産業振興を促進していただきたい。これは税務住民課だけの仕事ではなく行政全体の仕事です。リーフレットを作成し、ふさわしい場所に陳列する、そして、身近に目に触れるようにしておく、こういったことも有効かと思えます。

最後に、話は戻りますけれども、①の分野、過疎債に関する質問です。

「地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対して、町は過疎債を使って出資することができる」、過疎債に関するこのような記載がございます。

つまり、地場産業、観光、レクリエーションに関して、行政政策を推進するために、町は第3セクターを運営できる、その資金として過疎債を充てることができる、資金の70%は国が面倒をみてくれるわけですが、こういうことになります。

私は、一般的には、「行政はいたずらに会社経営に手を出すべきではない」と思っています。しかし、この「過疎債を使っての出資制度」は活用を検討してもいいのではないかと思います。

思いつきに過ぎませんが、一つのアイディアを紹介します。

過疎の最大の問題は「生産年齢人口の減少」です。

例えば、本町産業のシンボルである「梅」で言えば、後継者がいない、梅をもぐ人・選果する人がいないなどマンパワー不足によって衰退方向に向かいつつあります。これを解決するには、後継者の養成・定着を図るのが本筋です。しかし、今すぐの実現は困難です。

そこで、繁忙期の作業者（アルバイト）を全国から募集し、宿泊先を確保したうえで人手を求めている農家に派遣する、いわば「人材派遣業」が存在してもいいのではないかと、私はそのようにも感じております。アルバイトにとっては、プチ農業体験ということになります。

第一次産業は、梅に限らず、必要な労働力に季節性があります。いろいろな業種の仕事を組み合わせれば、この季節性を平準化することができます。

「季節的アルバイトの求人・求職バンク事業」を第3セクターで運営する、この資金として過疎債を活用する、これが私の思いついた、つたないアイデアでございます。

先ほどまで質問させていただいておりました③の分野、つまり「事業者に対する税金の減免」は、あくまで「事業者を応援する」制度です。これは、新規に事業を始める、あるいは事業を拡大する人がいて初めて成り立つ話でございます。町としては、「誰かやってちょうだい、応援しますから」という消極的なスタンスです。

今、話題にしております「第3セクターへの投資」は違います。行政課題、すなわち「過疎の克服」のために行政が自ら乗り出して事業を行うのです。積極的なスタンスです。第一次産業を振興するため、そして、過疎化にブレーキをかけるため、「過疎債を使っての出資制度」を活用する、このことを研究・検討してはいかがかと思います。

町長の所感をお伺いします。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

今ほどは具体的なアイデアを御提案いただき、ありがとうございます。

議員御指摘のとおり、第一次産業の繁忙期の人手不足につきましては、全国的な課題となっており、当町におきましても特産の梅の収穫期の人手不足においては深刻なものとなっております。現在のところ、シルバー人材センターによる作業従事者の派遣事業や農家が直接人手を確保されておられますが、潜在的な人員不足が産地全体の生産量の低下に影響を及ぼしていると考えられます。

このほか、町内で人手が必要と考えられますのは、梅やナシの果樹生産だけでなく、他の農業や林業、漁業においても同じく深刻化しております。

いずれにしても、期間の限られた作業となり、派遣する業種ごとの組み合わせで作業従事者の所得が安定的に確保できるのかや出資した事業所の業務が成り立つのか、このことにつきまして検討が必要と考えます。

また、農楽舎で実施しているインターンシップ事業の拡大や、福井県で進められてい

る地域に興味のある若者が報酬を得ながら旅行ができる滞在型の誘客キャンペーンの活用も検討できるものと考えております。

議員御提案の「過疎債を使つての出資制度」の活用につきましては、検討が必要と考えられますが、事業を実施していくには、生産者の御意見をよく聞き、関係機関と、また先進事例を参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

過疎債の活用につきましては、生産組織の育成支援・補助などにソフト面での活用も検討してまいります。

今後とも関係機関と連携し、第一次産業の振興、さらに福井梅の中核を成す町内の産地をしっかりと守ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

次の問題に移ります。

ロシアがウクライナ侵攻を開始して1年になります。国際社会に様々な不幸をもたらしていますが、武器によって、人間の命が奪われ続けていることが最大の悲劇であります。戦争は、起こってしまえば、話し合いに戻すことは難しい。どちらも有利な戦況のもとで交渉に臨もうと欲さざるを得ないからであります。

もともと紛争は、武力に頼るのではなく話し合いでしか解決できません。国家間、民族間に紛争があっても、紛争を戦争にしてはならない、このことをウクライナ戦争もまた示していると思います。

ところが、岸田内閣は、国際情勢の悪化を口実に、「敵基地攻撃能力保有」「軍事費2倍化」を閣議決定するなど大軍拡に乗り出しました。首相自ら宣言している「安保政策の大転換」であります。

この憲法にも抵触する「安保政策の大転換」が安倍内閣の「集団的自衛権容認」と同じく、国民的議論を避けて、つまり「一遍の閣議決定」で強行されつつあることが我が国の民主主義の危機でもあります。

本県の杉本知事も、昨年3月8日、国に対して、「原子力発電所に対する武力攻撃に関する緊急要請」を行い、「嶺南地域への自衛隊部隊の配備を早急に実現すること」を求めました。

私が、6月議会、この問題で一般質問を行ったところ、町長の答弁は、「知事から意見を求められてはいないが、知事の要請は理解できる。自衛隊の配備については、例年、福井県と嶺南6市町で国に要請しており、これを踏まえた要請であると思う」、こうい

うものでございました。

翻って考えてみますと、町長は、6市町首長の一人として、国に自衛隊配備を要請しているかもしれませんが、町民に対しては、「自衛隊配備」をマニフェストとして示してはいません。

嶺南に自衛隊の配備を要請することは、沖縄に原発を誘致するに等しい「地方自治の大問題」であり、知事や町長は、このことを県民、町民の前で語るべきであります。

お尋ねします。「嶺南に自衛隊部隊を配備する」ということは、「敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町のいずれか、あるいはその幾つかの市町に自衛隊部隊を配備する」、こういうことを意味します。

町長は、「嶺南に自衛隊部隊を配備すること」を要望していますが、「若狭町に自衛隊部隊を配備すること」については、積極的な要望を持っているのか、あるいはそうでないのか、お答えください。

○議長（今井富雄君）

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

北原議員の御質問にお答えをいたします。

私のマニフェストにおきましては、嶺南地域への自衛隊配備につきましてはお示しをしておりませんが、福井県では、平成25年度から、「嶺南地域への自衛隊の配備」について、また、平成28年度からは、福井県と嶺南6市町による国への要望を行っており、継続的なものであると認識をしております。

近年の要望内容につきましては、大規模災害やテロ行為への対策の充実はもとより、北朝鮮によるミサイル発射の繰り返しや、ロシア軍の原子力発電所への武力攻撃といった事実に鑑み、自衛隊による万全の迎撃態勢や万が一の有事に備えた嶺南地域への部隊配備による原子力発電所の安全確保などを要望しております。

つい最近でも、頻繁に北朝鮮から日本海に向けてミサイルが発射されており、我が国最多の15基の原子力発電所が立地している嶺南地域は、攻撃の対象となる可能性が否めず、その不安を取り除くための要望活動でございます。

また、自然災害時の自衛隊の対応につきましても高く評価をしております。ただ、配備の位置や規模などにつきましては、防衛上、国が判断すべきものと考えております。

今後も「嶺南地域への自衛隊配備」について、福井県と嶺南の他市町と連携を図りながら要望活動を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（今井富雄君）

北原武道君。

○13番（北原武道君）

今、はからずも話がありました。自衛隊配備の国への要望活動、始まりは平成25年度の福井県である、平成28年度からは嶺南6市町が参画している、このような内容でした。

県というのは「知事」、市町というのは「首長」を意味すると思いますが、まさに上からつくられた「要望」であります。

「閣議決定」、つまり「行政」だけで物事を進めていく、最近の「国の姿」に似ているように私には感じられて仕方がありません。

相手のミサイルが発射される前に相手の基地にミサイルをぶち込む、このような準備をすれば、嶺南地方・若狭町の人々が安心して暮らしていくことができる、私は決してそのようには思えません。

さすがに国も原発の立地するところに軍事基地を造るようなことはしないと思いますが、「大軍拡」騒ぎの中でございます、何が起こるか分かりません。「冗談が本当になる」「火遊びが火事になる」かもしれません。自衛隊配備の要望活動はきっぱりやめていただきたい。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

一般質問が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 2時37分 休憩）

（午後 2時47分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

～日程第3 議案第4号から日程第8 議案第9号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第3、議案第4号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」から日程第8、議案第9号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」までの6議案を一括議題とします。

この6議案については、去る2月28日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

予算決算常任委員会委員長から審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る2月28日、令和5年第1回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第4号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」から議案第9号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」までの6議案であります。

議案審査のため、2月28日、午前11時28分より委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第4号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,583万2,000円を追加し、予算総額を122億3,757万8,000円とするもので、歳入の主なものは、町税5,475万1,000円の増額、地方交付税8,162万8,000円の増額、国庫支出金5,233万9,000円の増額、繰入金1億3,900万4,000円の減額、町債3,280万円の減額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、施設管理事業1,165万2,000円の増額、ケーブルテレビネットワーク更新事業6,492万1,000円の増額など合わせて7,668万2,000円の増額。民生費では、社会福祉事業者等物価高騰対策支援金交付事業830万円の増額、後期高齢者医療事業で1,920万7,000円の減額、介護保険特別会計繰出金事業で874万8,000円の減額など合わせて2,721万2,000円の減額。衛生費では、乳幼児等予防接種事業2,315万円の減額、一般廃棄物処理施設運営事業1,156万5,000円の増額など合わせて1,821万円の減額。農林水産業費では、農業肥料セーフティネット事業1,147万4,000円の減額、水田農業機械施設等整備事業536万8,000円の減額、有害鳥獣対策事業422万円の減額、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業600万円の増額など合わせて1,275万3,000円の減額。商工費では、若狭町消費応援キャンペーン事業401万9,000円の減額、キャッシュレス決済推進事業875万5,000円の減額など合わせて578万円の減額。土木費では、除雪対策事業2,711万1,000円の増額。消防費では、消防費事業で280万円の減額。教育費では、学校ICT環境管理事業440万4,0

000円の増額、小学校管理費444万9,000円の増額、放課後児童健全育成事業712万2,000円の増額、国際交流事業702万8,000円の減額など合わせて914万円の増額。

以上が一般会計補正予算の概要であります。

それでは、一般会計補正予算審査の過程における主な質疑を申し上げます。

総務課関連では、

問、美方サブセンターとのニーズとかは美方ケーブルネットワークと美方サブセンター間のことだが、上中の施設とはどうなっているのか。

問、つながっているが、まだニーズとかはされていない。

総合政策課関連では、

問、奨学金返還支援事業補助金の減額について、予算を24名分見ていたが、12名で確定とのことだが、審査が通らなかった人はいたのか。

答、予算の24名分は、当初予算計上時、令和3年度分が確定していなかったため、その分を12名見込んだ。さらに令和4年度分として12名を見込んだ。実際には12名が補助対象となった。

観光商工課関連では、

問、若狭中核工業団地の伐採する木の種類は何か。

答、樹種はモミジバフウというものである。

問、三十三間山登山口の看板の更新はどのようなものになるのか。

答、大きくする予定はない。同じような形で、盤の中身を変える予定をしている。

問、そのような更新で予算が50万6,000円もかかるのか。

答、業者から見積もりを取っている。盤を新しくするので、その分も含めた費用である。

教育委員会関連では、

問、放課後児童健全育成事業の補助金返還について、開所日数が満たないということだが、その要因は。

答、当初の予定は250日で申請していた。土曜日に保護者参観日等の学校行事があった場合、学童保育で預かる体制をとっていた。しかし、実際、申込みがなく、開所しなかったため、250日に満たなかった。

問、開所日数だが、何日ぐらい足りなかったのか。

答、平成28年度から令和2年度の間で一番多い日数は243日で7日間不足、一番少ない日数は238日で12日間不足している。

福祉課関連では、

問、社会福祉事業者等、物価高騰対策支援金交付事業について、申請方法やチェック体制、実数のつかみ方について質問する。

答、それぞれ事業者は利用定員が定められている。例えば、特養の「五湖の里」の場合、29床が定員となっている。デイサービスやそれぞれのサービス事業者は定員が決まっているので、事業者の定員を基本に考えている。

問、定員が決まっているということは、定員が29人であれば、29人まで申請してもらえば払うということか。

答、今回、申請いただくのは、入所、住居系であれば、1万4,000円×1日当たりの平均利用者数となり、年間の利用者の延べ人数を営業日数で割り戻した人数を上げることになる。そのため、利用定員を上回ることはないということで試算している。

健康医療課関連では、

問、保健センター費のがん検診で69万9,000円を補正ということだが、対象者数と受診者数を教えてもらいたい。

答、対象者数はないが、受診者数を申し上げる。11月末現在で、胃がん検診400名、肺がん健診1,405名、大腸がん検診1,519名、子宮頸がん検診548名、乳がん検診528名である。

環境安全課関連では、

問、消防費について、若狭消防組合が約600円の増額、敦賀三方消防組合が約900万円の減額となっており、補正額が大きく異なるが、理由はあるのか。

答、消防組合の負担金はそれぞれ分担率の変更に伴うもの。敦賀美方消防組合は、美浜町が支弁を多くすることとなり若狭町分が減っている。若狭消防組合は、小浜市分が下がることにより若狭町分が増額となった。基準財政需要額等に基づいて算出されるものである。

問、使用した分も加味されているのか。

答、若干の事業補正もあり、入札等の精算も含まれている。

産業振興課関連では、

問、有害鳥獣処理施設運営管理事業の補正額600万円は電気代、燃料代ということだが、それ以外に加味しているものはないのか。

答、償却経費として、電気代、燃料費、重量割による人件費等々がある。電気代は見込みで478万8,000円、現計予算額は236万円、燃料代は見込みで2,171万9,000円、現計予算額は1,820万円、重量割の人件費は見込みで542万3,

000円、現計予算額は534万円、実際、電気代は昨年と比較し1.8倍、燃料費は昨年比約1.2倍となっている。実際の増額分は電気代と燃料代と考えている。

全ての審査を終了し、議案第4号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」に対する討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第5号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ7,070万円を減額し、予算総額を17億3,092万5,000円とするもので、歳入の主なものは、県支出金6,807万8,000円の減額、繰入金262万2,000円の減額であります。

歳出は、保険給付費7,070万円の減額であります。

議案第6号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出の予算からそれぞれ2,315万6,000円を減額し、予算総額を2億1,852万1,000円とするもので、歳入は後期高齢者医療保険料1,904万4,000円の減額、一般会計繰入金411万2,000円の減額であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金2,315万6,000円の減額であります。

議案第7号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,723万5,000円を減額し、予算総額を20億1,302万2,000円とするもので、介護保険事業勘定における歳入は、国庫支出金1,487万8,000円の減額、支払い基金交付金1,535万9,000円の減額、県支出金825万円の減額などであります。

歳出の主なものは、保険給付金で5,150万円の減額、地域支援事業費695万1,000円の減額、基金積立金で1,255万5,000円の増額などであります。

議案第8号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,030万円を減額し、予算総額を4億5,198万9,000円とするもので、歳入は、町債1,030万円の減額であります。

歳出は集落排水処理事業費1,030万円の減額であります。

議案第9号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算からそれぞれ889万1,000円を増額し、予算総額を1億1,795万円とするもので、歳入は財産収入889万1,000円の増額であります。

歳出は土地開発事業費889万1,000円の増額であります。

次に、議案第5号から議案第9号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

介護保険特別会計では、

問、今回の基金の積立てで基金残高は幾らになるのか。

答、令和4年度末見込みで1億7,000万円余りである。

全ての審査を終了し、議案第5号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から議案第9号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」までの5議案、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

なお、先ほど訂正をさせていただきます。

環境安全課関連の質問の中で、問、消防費について、若狭消防組合が約600万円の増額ということが正しくございます。

敦賀三方消防組合が約900万円の減額となっており、補正額が大きく異なるが、理由があるのかということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（今井富雄君）

委員長の報告は終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第4号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号「令和4年度若狭町一般会計補正予算（第9号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号「令和4年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。議案審査のため、明日7日から21日までの15日間、休会にしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。よって、明日7日から21日までの15日間を休会とすることに  
決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

（午後 3時14分 散会）